

八雲町津波避難計画

平成25年8月策定
令和7年3月改定

八 雲 町

目次

はじめに	1
第1章 総則	2
1 目的	2
2 計画の修正	2
3 用語の意味	2
第2章 避難計画	4
1 津波浸水想定区域及び津波到達時間	4
2 避難対象地域	8
(1) 避難対象地域の設定	8
(2) 避難対象地域	9
3 避難路等	11
(1) 避難路・避難経路等の設定	11
(2) 避難路	12
4 指定緊急避難場所	14
5 避難困難地域と避難困難者数	18
(1) 津波到達予想時間	19
(2) 避難可能距離（範囲）の設定	19
(3) 避難目標地点の設定	21
(4) 避難困難地域の設定	22
(5) 避難困難者の算出	23
6 避難方法	24
7 津波避難対策	26
(1) 初動体制（職員の参集等）	26
(2) 避難誘導等に従事する者の安全確保	28
(3) 津波情報等の収集・伝達	29
(4) 避難指示の発令	34
(5) 津波防災教育及び啓発	35
(6) 津波避難訓練の実施	35
(7) 積雪寒冷地対策	36
第3章 その他留意点	38
1 観光客、海岸利用者等の避難対策	38
(1) 情報伝達	38
(2) 海拔表示板・避難誘導標識等の設置	38
(3) 海岸利用者等への啓発	38
(4) 住民による避難の呼びかけ	38
(5) 住民や地域組織が主体となった避難訓練の実施や避難誘導マニュアル、 避難マップの作成	38
2 避難行動要支援者等避難対策	39
3 地域ごとの津波避難計画	39
参考資料 避難困難地域拡大図	40

はじめに

平成23年3月11日、東北地方太平洋沖地震が発生し、太平洋側の東北地方から関東地方にかけて、広範な地域で甚大な被害が発生した。想定を超える津波が発生したことや、液状化、原子力発電所の事故など複合災害となったことなどにより被害が一層拡大した。

一方で、日頃から津波に対する防災意識の啓発や、大きな揺れが発生したら即時に避難するという体制が整っていた地域では、多くの命が救われたことも明らかとなった。

国では、東日本大震災を受けて、平成23年12月に国の防災基本計画の修正が行われ、特に津波対策の強化を進めていくことに重点が置かれた。

国の「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」が平成23年9月28日に公表した報告書では、地震・津波を想定するにあたっては「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきである」としている。

北海道では、過去に度々、津波被害が発生しており、津波による人的被害を最小限とするためには、的確・迅速な避難が最も重要となる。北海道では、東日本大震災の発生を踏まえ、平成16年度から平成22年度までに全道沿岸で作成した津波浸水予測図の点検・見直しを行い、新たな津波浸水想定として、日本海沿岸における津波浸水想定を平成29年2月9日に公表した。

また、国が令和2年4月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」を公表したことを受け、国が示した考え方を基本として、北海道で、津波シミュレーションの設定条件等を検討し、太平洋沿岸の津波浸水想定を令和3年7月19日に公表した。

これによると、八雲町沿岸域においても、津波により広域かつ甚大な被害が想定されており、津波対策は喫緊の課題となっている。

特に人的な被害を防ぐためには、海岸付近で強い揺れやゆっくりとした長い揺れを感じた場合は、迅速に安全な高台へ避難する津波からの避難行動が極めて重要となる。

このためには、津波避難における八雲町の基本的な対応を明確にし、何よりも、住民自身の津波からの避難に対する高い意識と行動が欠かせない。また、町内の人口は、今後も高齢化率が高まると推計されており、避難行動支援の必要な住民が増加することから、住民同士の助け合いがより重要となる。

八雲町では、「命を守ること」を重点課題として推進するため、津波避難計画を改定し、併せて、浸水が予想される地域において、より具体的な「地域ごとの津波避難計画」の策定を推進する。

第1章 総則

1 目的

この計画は、十勝沖・釧路沖、三陸沖北部、北海道南西沖、青森県西方沖での地震をはじめとする津波災害から住民の生命、安全を確保することを目的に、円滑な津波避難を行うため、町の基本的な対応方針を定めるものである。

2 計画の修正

この計画は、北海道が公表した平成29年2月9日の日本海沿岸の津波浸水想定、及び令和3年7月19日に公表された太平洋沿岸の津波浸水想定をもとに作成するが、今後、新たに浸水予測図が作成された際や新たな知見等が確認された場合は、適宜見直すものとする。

3 用語の意味

No	用語	定義	
1	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件化を前提に発生したときの浸水の区域及び水深。	
2	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、町が津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。	
3	緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。	総称して「避難先」と表す。
4	避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいい、生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない。	
5	津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。	総称して「避難路等」と表す。
6	避難路	避難する場合の道路で、町が指定する。	
7	避難経路	避難する場合の経路で、住民等が設定する。	
8	避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
9	避難困難者	避難困難地域に滞留している人をいう。	
10	避難可能距離	避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離（範囲）とする。	

No	用語	定義
11	指定避難所	避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設で、町が指定し、生活関連物資を配布できることなど、一定基準を満たすことが必要である。
12	指定緊急避難場所	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。町が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。
13	避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を意味する。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲として町の地域防災計画において定める。

第2章 避難計画

1 津波浸水想定区域及び津波到達時間

本町における津波浸水想定区域は、北海道太平洋沿岸津波浸水想定（令和3年7月）及び北海道日本海沿岸津波浸水想定（平成29年2月）（以下「津波浸水想定予測図」）によるものとする。

太平洋沿岸の八雲地域の最大浸水想定面積は2,350ha、日本海沿岸の熊石地域の最大浸水想定面積は260haである。

【八雲地域】

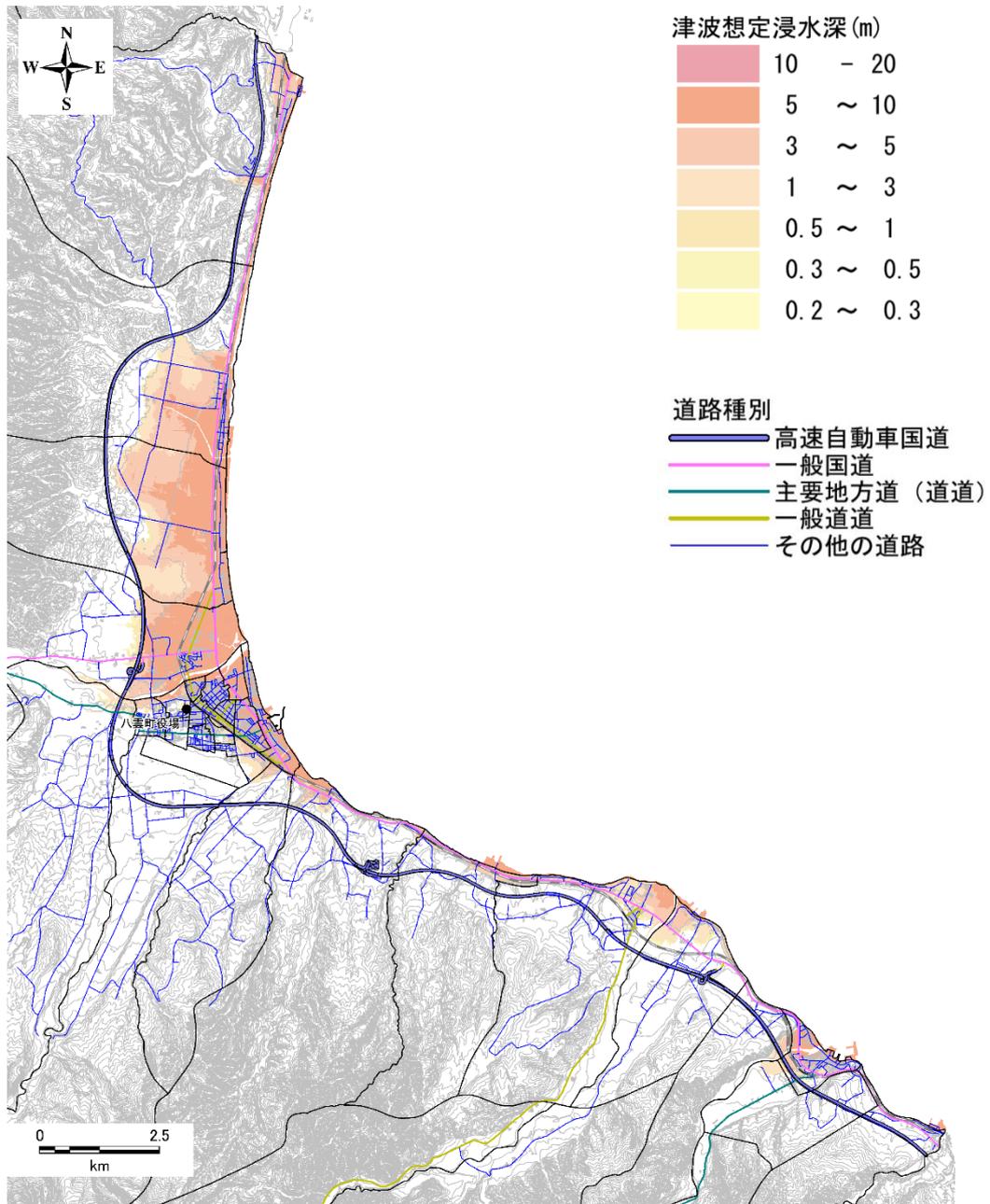


図1 津波浸水想定範囲（八雲地域）

【熊石地域】

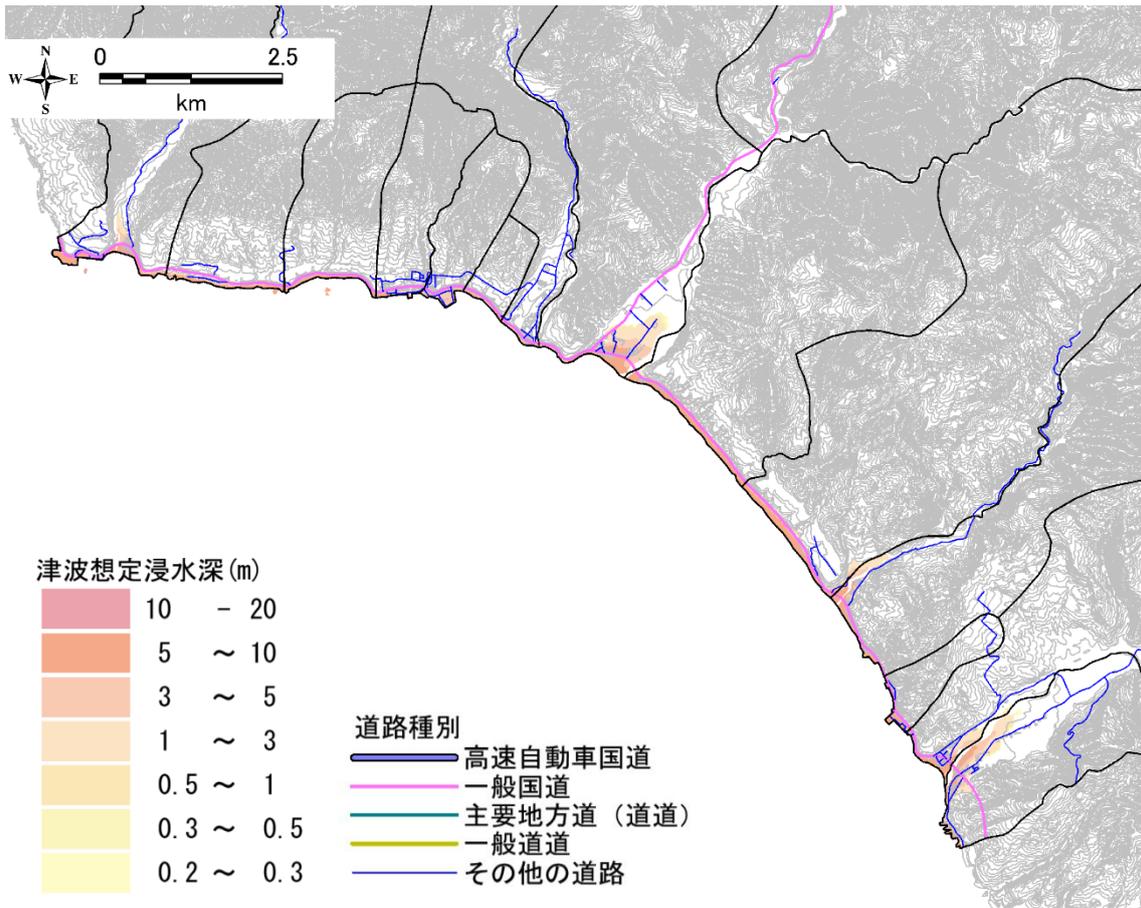


図2 津波浸水想定範囲 (熊石地域)

北海道の津波浸水想定では、本町における津波到達時間（第一波到達時間）は下記のとおりであり、太平洋沿岸の八雲地域の最短時間は落部地区の68分、日本海沿岸の熊石地域の最短時間は関内地区の4分である。

なお、津波到達時間は地震の発生場所や規模等により予想時間よりも早く到達することがあるので、避難にあたっては到達予想時間にとらわれることなく、迅速な避難が必要である。

【八雲地域】

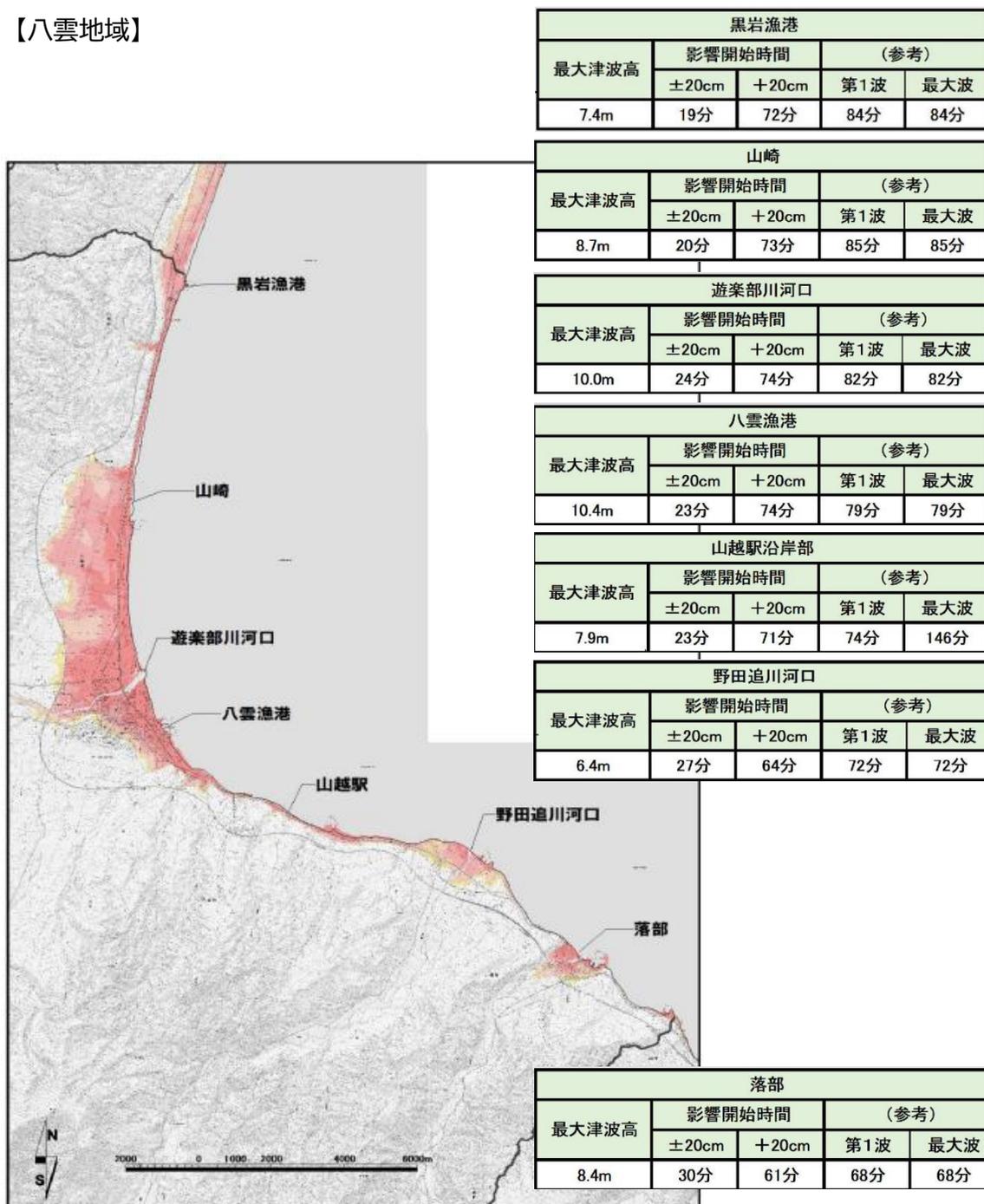


図3 八雲町の代表地点とその津波到達時間（八雲地域）

出典：北海道太平洋沿岸の津波浸水想定について（解説）（令和3年7月）

【熊石地域】



図4 八雲町の代表地点とその津波到達時間（熊石地域）

出典：北海道日本海沿岸の津波浸水想定について（解説）（平成29年2月）

2 避難対象地域

(1) 避難対象地域の設定

避難対象地域とは、津波が発生した場合に被害が予想されるため、避難が必要な地域であり、町が避難指示を発令する際に避難の対象となる地域をいう。

なお、避難対象地域は、次の点に留意し指定する。

ア 津波浸水想定予測図を参考に指定する。

イ 津波注意報が発令される20cm以上の津波浸水想定深の範囲を対象とする。

※予想される津波の最大波の高さが高いところで20cm以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合、気象庁から津波注意報が発表される。

ウ 現在の津波浸水予測では、一部地域のみ浸水すると予測されている地域であっても、想定を超える地震が発生する可能性はないとはいえないことから、この区域を含む行政区を避難対象地域として指定する。よって、別記一覧表の世帯数は地域の全数を記載する。

エ 遠地津波発生時は、気象庁が想定する津波の高さ、沿岸地域の地盤高等を参考に、八雲町災害対策本部において避難対象地域を決定する。

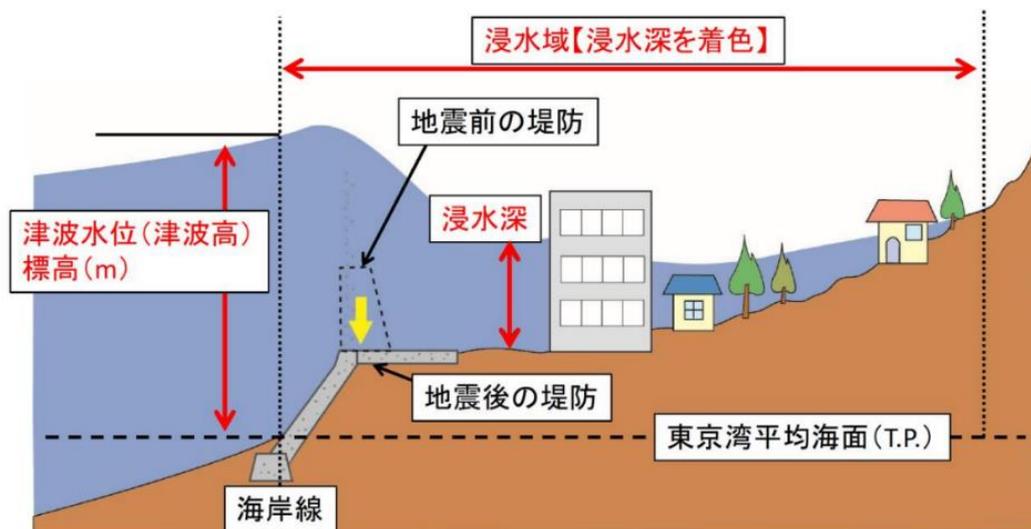


図5 各種高さの模式図

出典：北海道太平洋沿岸の津波浸水想定について（解説）（令和3年7月）

(2) 避難対象地域

避難対象地域は、下記のとおりとする。

表1 避難対象地域一覧

行政区		世帯数	人口	世帯当たり人口	
八雲地域 (太平洋沿岸)	元町	モトマチ	160	311	1.94
	本町	ホンチョウ	206	358	1.74
	東町	ヒガシチョウ	574	1,103	1.92
	豊河町	トヨカワチョウ	122	242	1.98
	富士見町	フジミチョウ	364	619	1.70
	東雲町	シノメチョウ	655	1,118	1.71
	内浦町	ウチウラチョウ	399	701	1.76
	住初町	スミゾメチョウ	245	467	1.91
	末広町	スエヒロチョウ	250	453	1.81
	相生町	アイオイチョウ	117	222	1.90
	栄町	サカエチョウ	446	835	1.87
	宮園町	ミヤゾノチョウ	251	472	1.88
	三杉町	ミスキチョウ	212	370	1.75
	出雲町	イズモチョウ	606	1,103	1.82
	黒岩	クロイワ	120	185	1.54
	山崎	ヤマザキ	99	203	2.05
	花浦	ハナウラ	105	194	1.85
	立岩	タテイワ	371	669	1.80
	春日	カスカ	65	135	2.08
	熱田	アツタ	51	109	2.14
	浜松	ハママツ	87	195	2.24
	山越	ヤマコシ	143	254	1.78
	野田生	ノダノイ	217	401	1.85
	落部	オトシバ	622	1,245	2.00
	栄浜	サカエハマ	78	143	1.83
	入沢	イリサワ	28	79	2.82
旭丘	アサヒオカ	8	16	2.00	
東野	ヒガシノ	174	389	2.24	
熊石地域 (日本海沿岸)	折戸	オリト	104	185	1.78
	相沼	アイヌマ	147	245	1.67
	館平	タテヒラ	42	70	1.67
	泊川	トマリカワ	120	189	1.58
	黒岩	クロイワ	1	1	1.00
	見日	ケンニチ	29	36	1.24
	鮎川	アユカワ	52	100	1.92
	平	タイラ	147	225	1.53
	豊岩	タタミイワ	34	53	1.56
	根崎	ネザキ	91	163	1.79
	雲石	ウンセキ	129	230	1.78
	鳴神	ナルガミ	55	86	1.56
	西浜	ニシハマ	36	58	1.61
	関内	セキナイ	74	121	1.64
八雲町合計		7,836	14,353	1.83	

出典：八雲町資料（住民記録 人口世帯集計表）集計基準日 令和6年6月30日

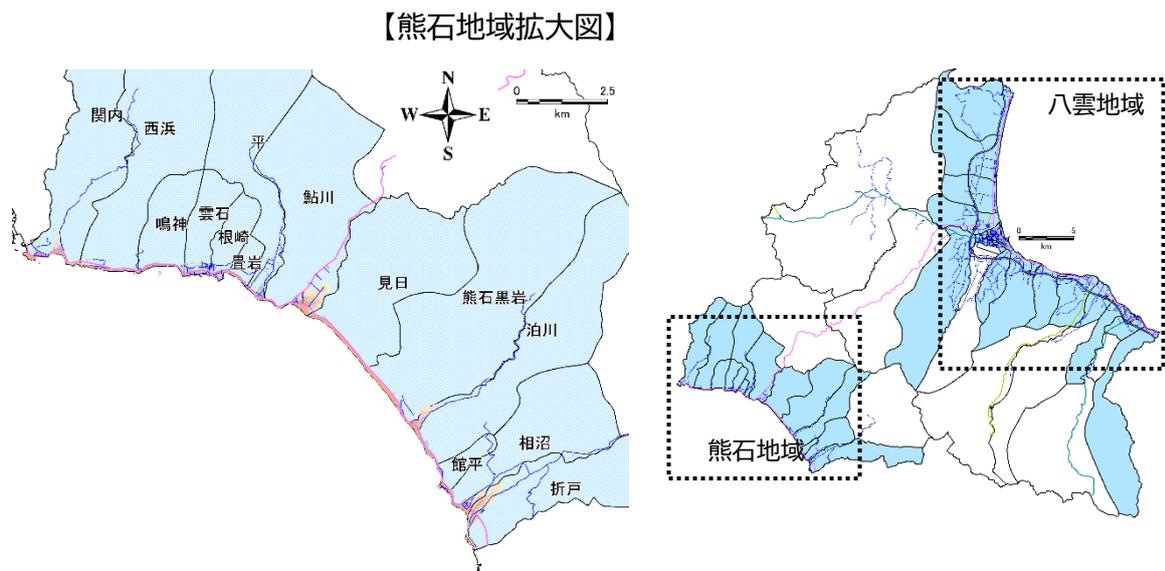
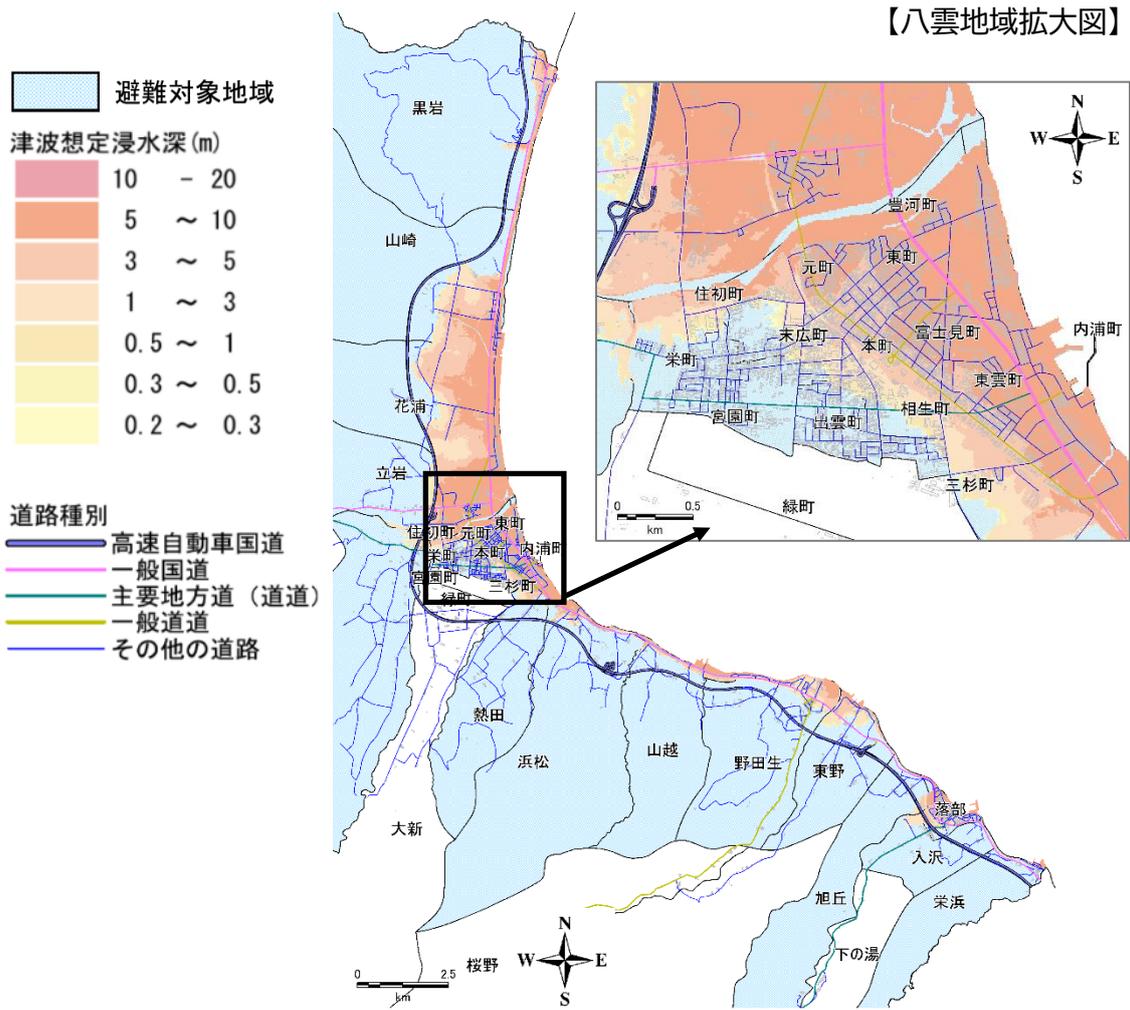


図6 避難対象地域

3 避難路等

(1) 避難路・避難経路等の設定

町が指定する避難路は幅員5.5m以上の道路とする。なお、避難先のアクセス路が幅員5.5mよりも狭い場合は、当該道路も避難路として設定する。

避難経路は、避難路のほか、指定緊急避難場所まで最も短時間で、かつ安全に到達できる経路を住民等が自ら選定するものとする。なお、下記の点に留意して、安全性を確認しながら避難することを住民へ周知する。

- ア できる限り幅員の広い経路を選定し、かつ、迂回路等の確保に努める。
- イ 津波が想定よりも早く到達する可能性があることから、あらかじめ避難経路として利用されることを想定して整備された道路等を除き、海岸沿いや河川沿いの経路はできる限り避ける。
- ウ 津波の進行方向と同方向へ避難する経路を選定する。
- エ 気象条件により通行が困難になる経路はできる限り避ける。
- オ 地震の揺れに伴う土砂災害や雪崩、落橋などによる避難路の途絶、踏切道での長時間の遮断に留意する。

(2) 避難路

町が指定する避難路は、下記のとおりとする。

【八雲地域】

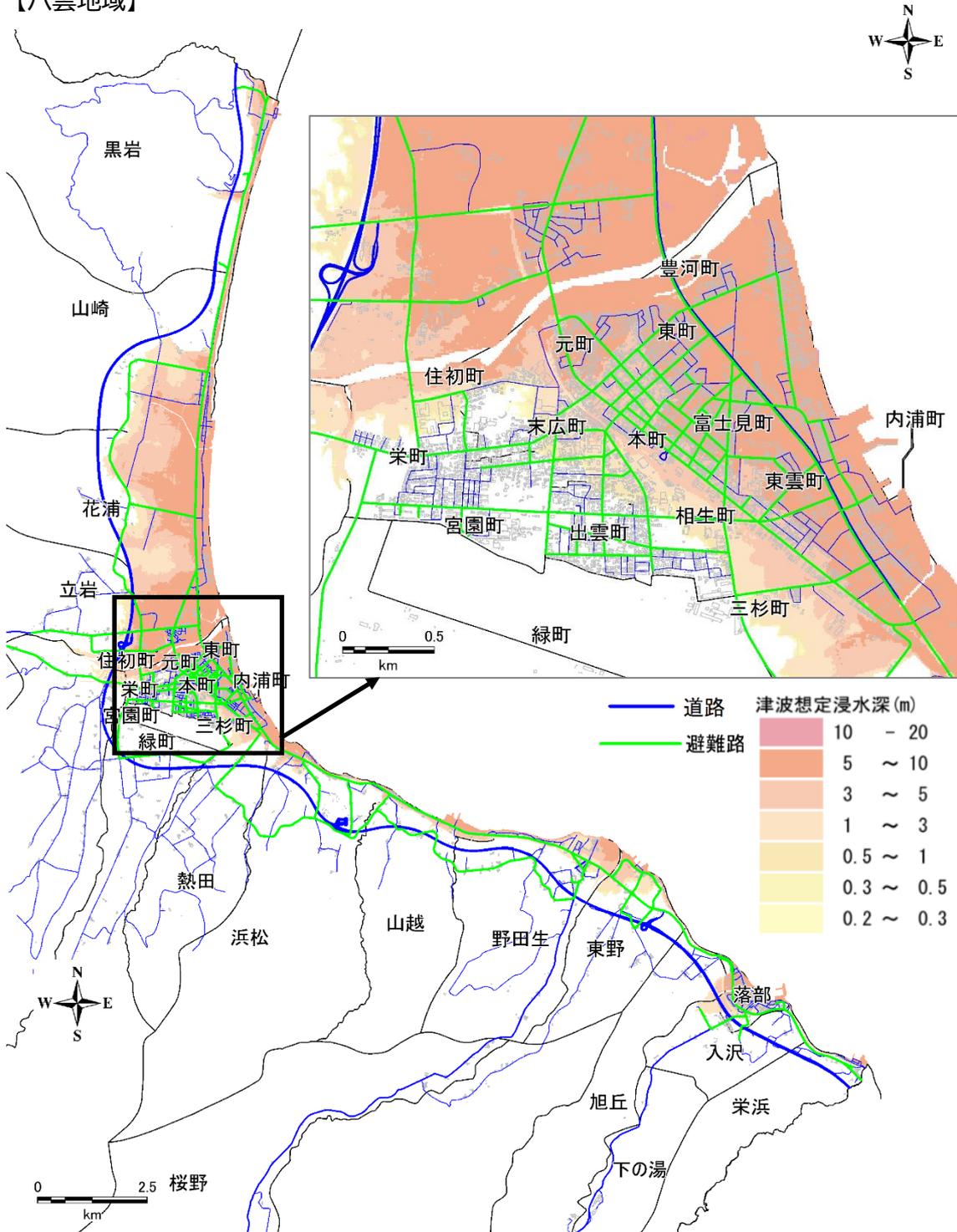


図7 避難路（八雲地域）

【熊石地域】

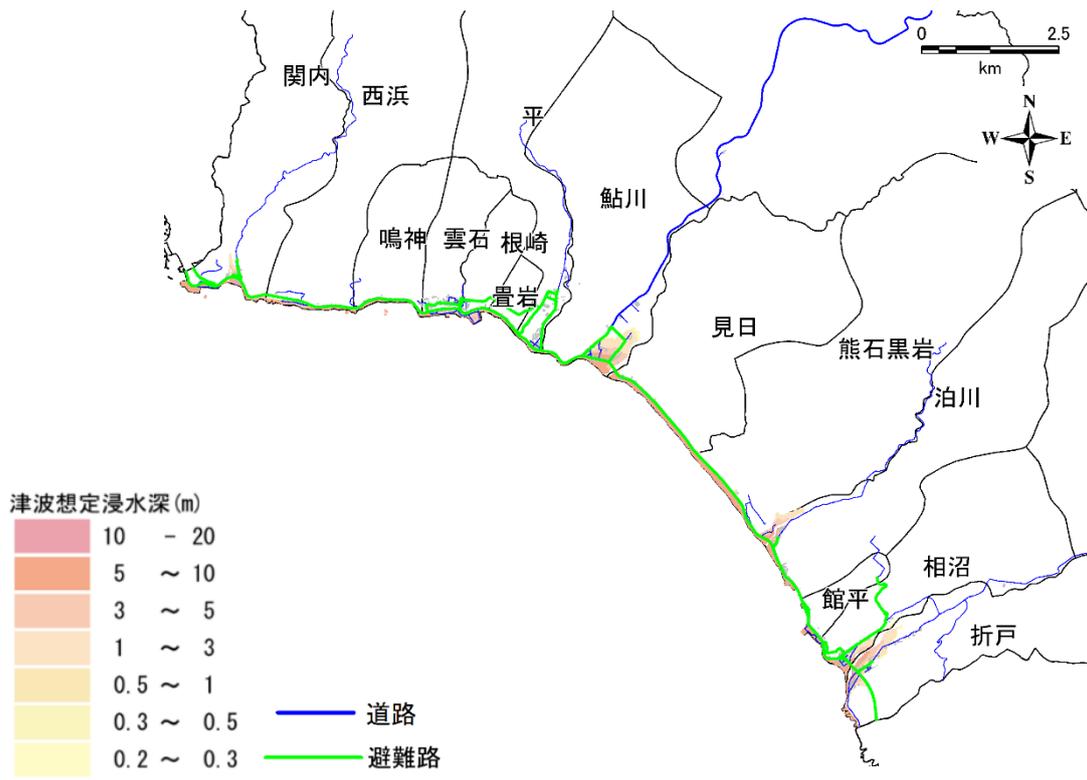


図8 避難路（熊石地域）

4 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、次の点に留意し、八雲地域で18箇所、熊石地域で30箇所の合計48箇所を指定した。なお、予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。

- ・原則として避難対象地域から外れていること。
- ・周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと。
- ・避難者一人あたり十分なスペースが確保されていること。

表2 指定緊急避難場所一覧

NO	施設・場所名	住所	想定 収容 人数	指定緊急 避難場所 (津波時)	指定 避難 所	自動車 収容 台数	
八雲地域	1	相生公園	相生町 113-2	27,000	○		15
	2	八雲町民センター	出雲町 60-13	342	○	○	33
	3	旧八雲養護学校敷地	宮園町 128-1	9,000	○		×
	4	旧国立病院機構八雲病院敷地	宮園町 128-1	14,000	○		×
	5	黒岩中央跨道橋付近	黒岩 598-14	15,000	○		×
	6	中山グラウンド跡地	黒岩 279-2	2,000	○		×
	7	大川高台	黒岩 712-4	3,000	○		×
	8	山崎2区会館	山崎 309	41	○	○	×
	9	花浦山会館	花浦 221-1	72	○	○	×
	10	立岩公園付近	立岩 424-1	7,000	○		10程度
	11	噴火湾パノラマパーク パノラマ館	浜松 368-8	493	○		386
	12	山越小学校	山越 474-2	252	○	○	217
	13	野田生小学校	野田生 457-2	252	○	○	184
	14	東野小学校	東野 471	232	○	○	187
	15	旭丘高台	旭丘 189	17,000	○		×
	16	落部公園	入沢 360-1	63,000	○		30
	17	ト印水産地先	落部 1139	4,000	○		×
	18	栄浜会館	栄浜 113	76	○	○	×
熊石地域	19	高明寺	熊石関内町 448	33	○	○	×
	20	旧関内小学校体育館	熊石関内町 75	246	○	○	×
	21	稻荷神社	熊石西浜地内	100	○		×
	22	砂山宅横、山道	熊石西浜町 45	200	○		×
	23	熊石小学校	熊石雲石町 744	348	○	○	181
	24	関村宅裏山道	熊石鳴神町 135-1	200	○		×
	25	岩藤宅裏山道	熊石鳴神町 68	200	○		×
	26	熊石中学校	熊石雲石町 492	436	○	○	403
	27	ふれあい交流センター くまいし館	熊石雲石町 140	283	○	○	×
	28	平井宅横山道	熊石根崎町 48	100	○		×

NO	施設・場所名	住所	想定 収容 人数	指定緊急 避難場所 (津波時)	指定 避難 所	自動車 収容 台数	
熊石地域	29	門昌庵	熊石畳岩町 553	33	○	○	×
	30	畳岩振興会館	熊石畳岩町 66-3	70	○	○	×
	31	熊石歴史記念館	熊石平町 325- 3	255	○	○	×
	32	稻荷神社	熊石見日町 地内	40	○		×
	33	旧泊川小学校 (2階・屋上)	熊石泊川町 236	151	○	○	-
	34	泊川児童館	熊石泊川町 136	69	○	○	×
	35	野上宅横、山道	熊石泊川町 71	80	○		×
	36	飯田宅裏山道	熊石泊川町 196	60	○		×
	37	大井宅裏山道	熊石泊川町 211	40	○		×
	38	熊石総合センター (2・3階)	熊石館平町 111	341	○	○	×
	39	蓮華寺	熊石館平町 22	88	○	○	×
	40	稻荷神社(館平)	熊石館平町 地内	50	○		×
	41	館平線(パイロット)	熊石館平町・ 相沼町地内	5,000	○		×
	42	無量寺	熊石相沼町 129	33	○	○	×
	43	相沼2号線配水池 (あんば山)	熊石相沼町 地内	300	○		×
	44	八幡神社	熊石館平町 145	100	○		×
	45	折戸旧道線 (七曲り付近)	熊石折戸町 地内	800	○		×
	46	旧熊石第二中学校 (2階)	熊石折戸町 204-2	277	○	○	-
47	熊石総合支所	熊石根崎 116	55	○		47	
48	熊石防災ステーション	熊石鮎川町 178	685	○		16	

※想定収容人数は、屋内は一人当たり1.65㎡、屋外は一人当たり1.0㎡の面積が必要と想定して算出。

※「×」は自動車避難先の想定外。「-」の記載がある学校は津波浸水が想定されるため自動車駐車不可と想定。

※自動車収容台数は、校庭は通路を含めて1台当たり40㎡の駐車面積が必要と想定して算出。公園は八雲町公園一覧で駐車場のある公園を対象に、航空写真から駐車区画をカウントした。

【八雲地域】

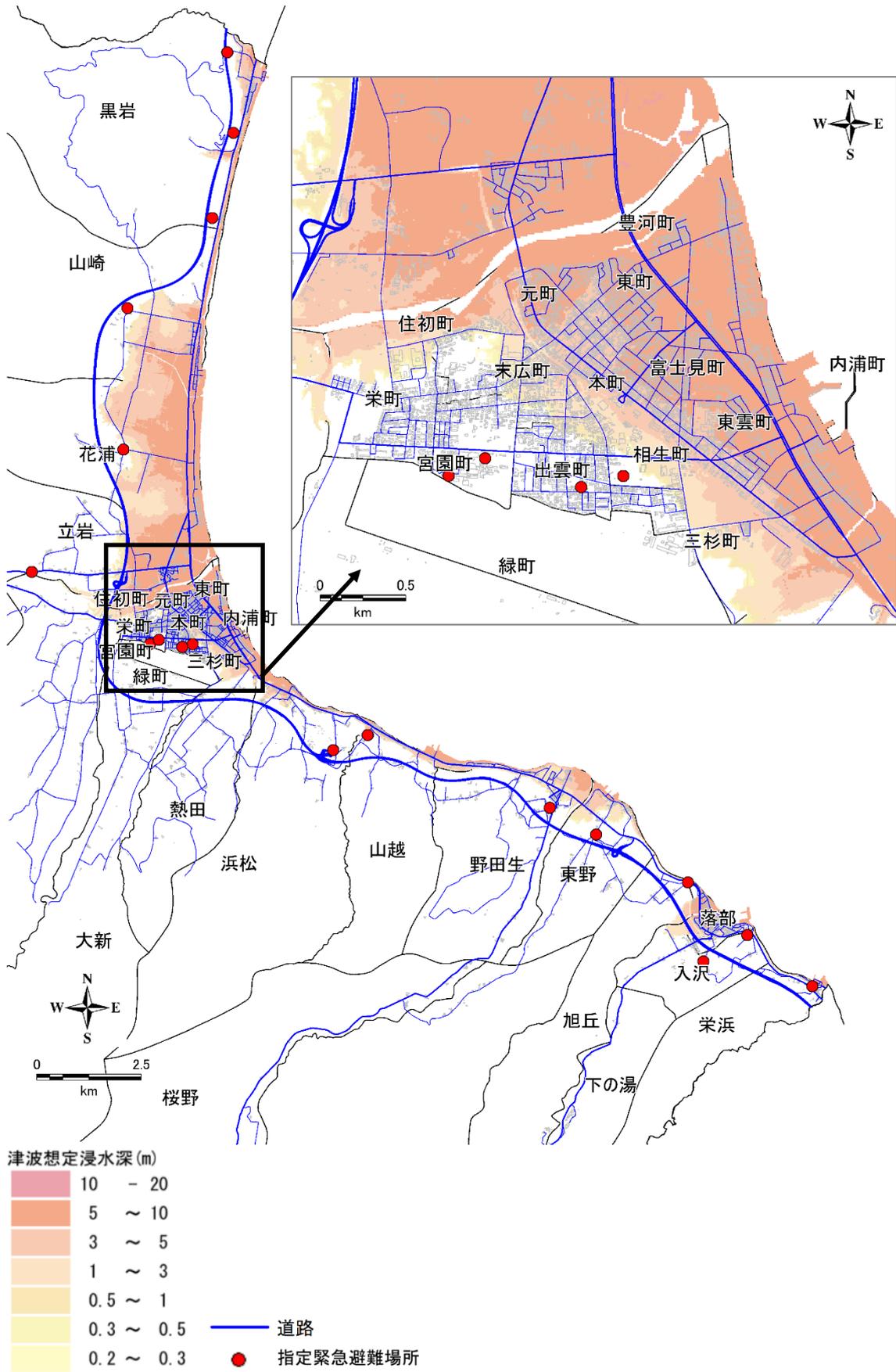


図9 指定緊急避難場所（八雲地域）

【熊石地域】

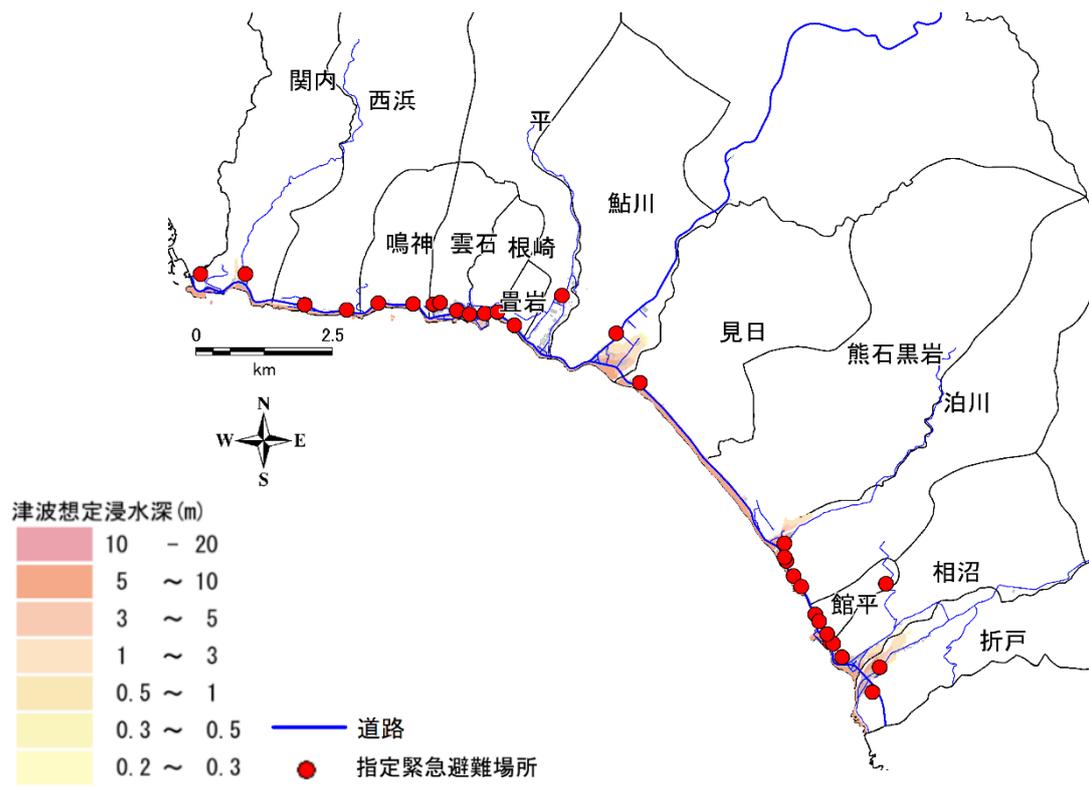
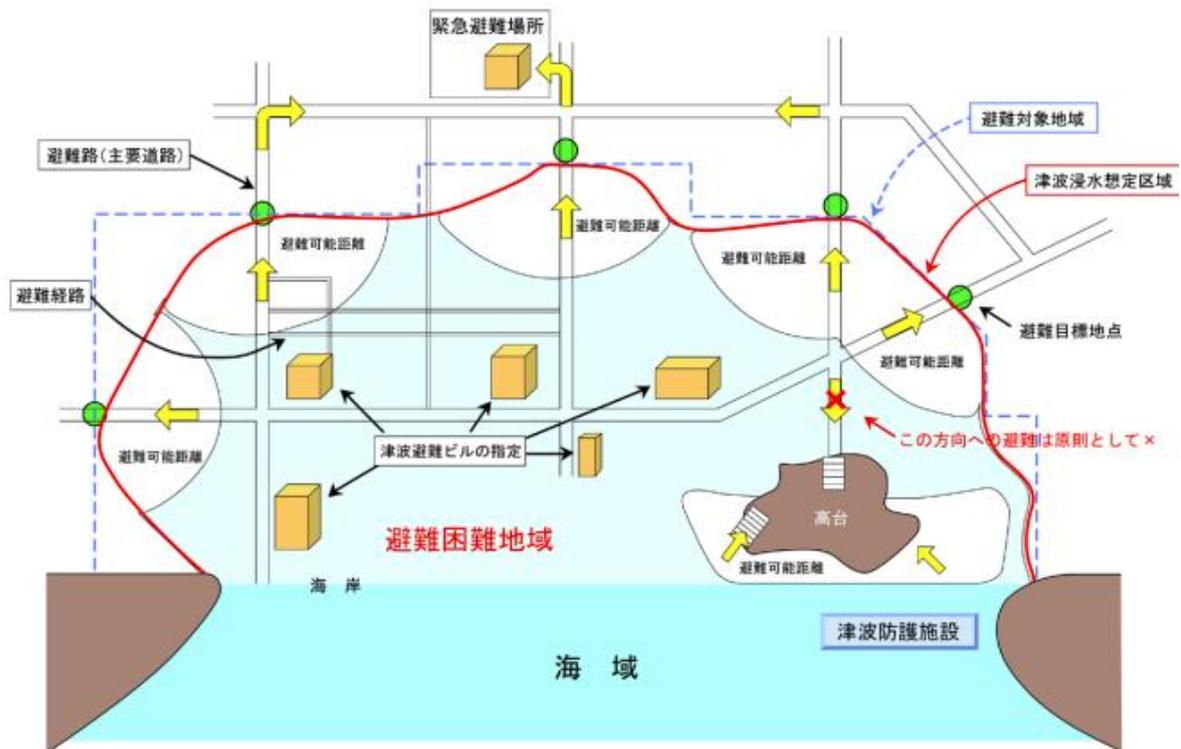


図 10 指定緊急避難場所（熊石地域）

5 避難困難地域と避難困難者数

「津波避難計画策定指針（北海道 令和6年3月）」（以下、道策定指針という。）に基づき、八雲町における避難困難地域を設定した。



出典：市町村における津波避難計画策定指針（消防庁国民保護・防災部防災課 平成25年3月）

八雲町における避難困難地域は、津波浸水想定深が20cm以上の範囲のうち、太平洋沿岸の八雲地域、日本海沿岸の熊石地域のそれぞれにおいて、避難目標地点などへ徒歩で避難可能と想定した距離の範囲を除いた地域とした。

具体的な想定条件等は次頁以降に示す。

《太平洋沿岸：八雲地域》

徒歩で避難可能と想定した距離：避難先から333m の範囲

《日本海沿岸：熊石地域》

徒歩で避難可能と想定した距離：避難先から 80m の範囲

(1) 津波到達予想時間

八雲町における津波到達予想時間は、津波浸水想定予測図の「津波第一波到達時間」の最短時間とする。

太平洋沿岸は68分、日本海沿岸は4分である。

(2) 避難可能距離（範囲）の設定

ア 歩行速度

歩行速度は1.0m/秒(1分で60m)とする。ただし、歩行困難者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下することも考慮する必要がある。

【参考】

- ・「津波対策推進マニュアル検討報告書」（津波対策推進マニュアル検討委員会）

・老人単独歩行（自由歩行速度）	：1.1m/秒	：依元吉1976 による
・ベビーカーを押している人	：0.9m/秒	：同上
・群集歩行	：1.1～1.2m/秒	が限界：東京都市群交通計画委員会1972
・自力のみで行動できにくい人（水平）	：0.8m/秒	：堀内三郎1972
（重病人、身体障がい者等）	（階段）	：0.4m/秒
（位置、経路等に慣れていない人）	（水平）	：1.0m/秒：同上
	（階段）	：0.5m/秒
・身体障がい者等の歩行速度（急いで）	ケース1	：1.2m/秒：日本建築学会1980
	ケース2	：0.44m/秒

- ・「北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）

年齢階層	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60 歳～
平均避難速度	0.87m/秒	1.47m/秒	1.03m/秒	0.68m/秒	0.58m/秒

- ・「冬期バリアフリー区間における歩道融雪設備工事事業完了報告」（青森河川国道事務所）

冬期における一般的な平均歩行時間	0.86m/秒
------------------	---------

- ・「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定項目及び手法の概要」
(中央防災会議防災対策実行会議日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ)

単位：時速 km/h (括弧内は秒速 m/s)

		地域特 性別	健常者中心	避難行動 要支援者同行	全体	※3
冬季以外	非積雪・非凍結時	全体	2.43 (0.68)	1.69 (0.47)	2.24 (0.62)	※1
		平野部	2.72 (0.76)	1.89 (0.53)	2.51 (0.70)	※2
		傾斜部	1.73 (0.48)	1.20 (0.33)	1.59 (0.44)	
冬季	積雪時	全体	1.94 (0.54)	1.35 (0.38)	1.79 (0.50)	※4
		平野部	2.18 (0.60)	1.51 (0.42)	2.01 (0.56)	
		傾斜部	1.38 (0.38)	0.96 (0.27)	1.27 (0.35)	
	積雪時(未除雪時)	全体	1.17 (0.32)	0.81 (0.23)	1.08 (0.30)	※5
		平野部	1.31 (0.36)	0.91 (0.25)	1.20 (0.33)	
		傾斜部	0.83 (0.23)	0.58 (0.16)	0.76 (0.21)	
	凍結時	全体	1.75 (0.49)	1.22 (0.34)	1.61 (0.45)	※6
		平野部	1.96 (0.54)	1.36 (0.38)	1.81 (0.50)	
		傾斜部	1.24 (0.35)	0.86 (0.24)	1.15 (0.32)	

- ※1：東日本大震災時の平均徒歩避難速度は 2.24km/h (0.62m/s) に設定
- ※2：平野部は全体平均の 1.12 倍、傾斜部は全体平均の 0.71 倍に設定
- ※3：健常者の避難速度と避難行動要支援者同行の避難速度は、東日本大震災の実績から 8:2 の人数割合であったとして全体平均より設定。
- ※4：積雪時の避難速度は、東日本大震災の平均避難速度から 2 割低下
- ※5：未除雪の場合は積雪時から 4 割低下
- ※6：凍結路面時は積雪時から 1 割低下
- ・ 夜間（暗い場合）の避難速度については、足元が見えにくい等の理由から昼間の 8 割に設定。
- ・ 各地域における避難行動要支援者同行の人数割合は地域における避難行動要支援者数のデータを用い、要支援者 1 人につき 2 人が同行すると設定。

出典：津波避難計画策定指針（北海道 令和 6 年 3 月）

イ 避難開始時間の検討

避難開始は、八雲地域は地震発生から 5 分後（道策定指針参考）、熊石地域は地震発生から 2 分後を目安とする。ただし、夜間に発災した場合には、避難開始まで昼間より時間がかかることもあることに留意する必要がある。

避難開始時間

	避難する		切迫避難あるいは 避難しない
	すぐに避難する (直接避難)	避難するがすぐには 避難しない(用事後避難)	
昼	5分※1 ⇒ 7分(冬季)※4	15分※3 ⇒ 17分(冬季)※4	津波が到達 してから避難
夜	10分※2 ⇒ 12分(冬季)※4	20分※2 ⇒ 22分(冬季)※4	

- ※1：巨大地震の場合は揺れが 5 分程度継続する可能性があるため（避難は揺れが収まってから）
- ※2：寝間着からの着替え等のため昼間より + 5 分と仮定
- ※3：東日本大震災の調査結果による
- ※4：防寒着の着用等でさらに + 2 分と仮定

出典：津波避難計画策定指針（北海道 令和 6 年 3 月）

ウ 避難可能距離の設定

道策定指針に基づき、避難可能距離（範囲）は次の式を参考に設定した。

- ・避難可能距離 = 歩行速度 × 避難可能時間
- ・避難可能時間 = 津波到達予想時間 - 避難開始時間

また、「津波避難対策推進マニュアル検討会 報告書（平成25年3月消防庁国民保護・防災部防災課）」では、避難できる限界の距離は、最長でも500mを目安（避難行動要支援者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離、避難手段などを考慮しながら、各地域において設定する必要がある）とすることが示されている。国土交通省の調査によると、東日本大震災時の「徒歩」による避難の避難距離は平均で434mであったことから、本計画では、避難可能距離が500m以上の場合は500mを避難できる限界の距離とした。

なお、実際の移動は直線での移動ではなく、最短の道に沿って移動する。そのため、避難可能距離を1.5で除した値の範囲を避難可能な上限距離とした。

結果、避難可能距離は、太平洋沿岸が333m、日本海沿岸が80mとなった。

《太平洋沿岸：八雲地域》

$$\text{避難可能距離} = 1.0\text{m/秒} \times (68\text{分} - 5\text{分}) = 3,780\text{m}$$

※ただし、徒歩避難可能な限度を500mとしたため、太平洋側は一律500mとなる。

$$\text{避難の経路を考慮した場合：} 500\text{m} \div 1.5 = 333\text{m} \text{ の範囲}$$

《日本海沿岸：熊石地域》

$$\text{避難可能距離} = 1.0\text{m/秒} \times (4\text{分} - 2\text{分}) = 120\text{m}$$

※徒歩避難可能な限度500mよりも短い距離であるため、日本海側は120mとなる。

$$\text{避難の経路を考慮した場合：} 120\text{m} \div 1.5 = 80\text{m} \text{ の範囲}$$

(3) 避難目標地点の設定

津波浸水想定区域外へ避難する避難目標地点は、20cm以上の津波浸水想定範囲の境界と避難路との接点付近に設定した。

緊急避難場所は第2章4 表2 指定緊急避難場所一覧（14頁、15頁）に示す施設等とする。

(4) 避難困難地域の設定

前述の(1)から(3)の条件をもとに避難困難地域を設定した。

八雲地域では、八雲駅周辺の本町地区、落部地区で避難困難地域が広がる。早期避難を促すとともに、頑丈な建物や高台などへ緊急避難するなどの対策の検討を行う必要がある。

熊石地域では、地震発生から津波到達まで短時間の予測となっていることから、裏山の高台などへの一時的な避難を啓発する。

また、高齢者や歩行に介助が必要な方は、積雪等により避難に相当の時間を要することもあるため、跨線橋や頑丈な建物などの高い場所へ緊急避難することも考慮する必要がある。

【八雲地域】

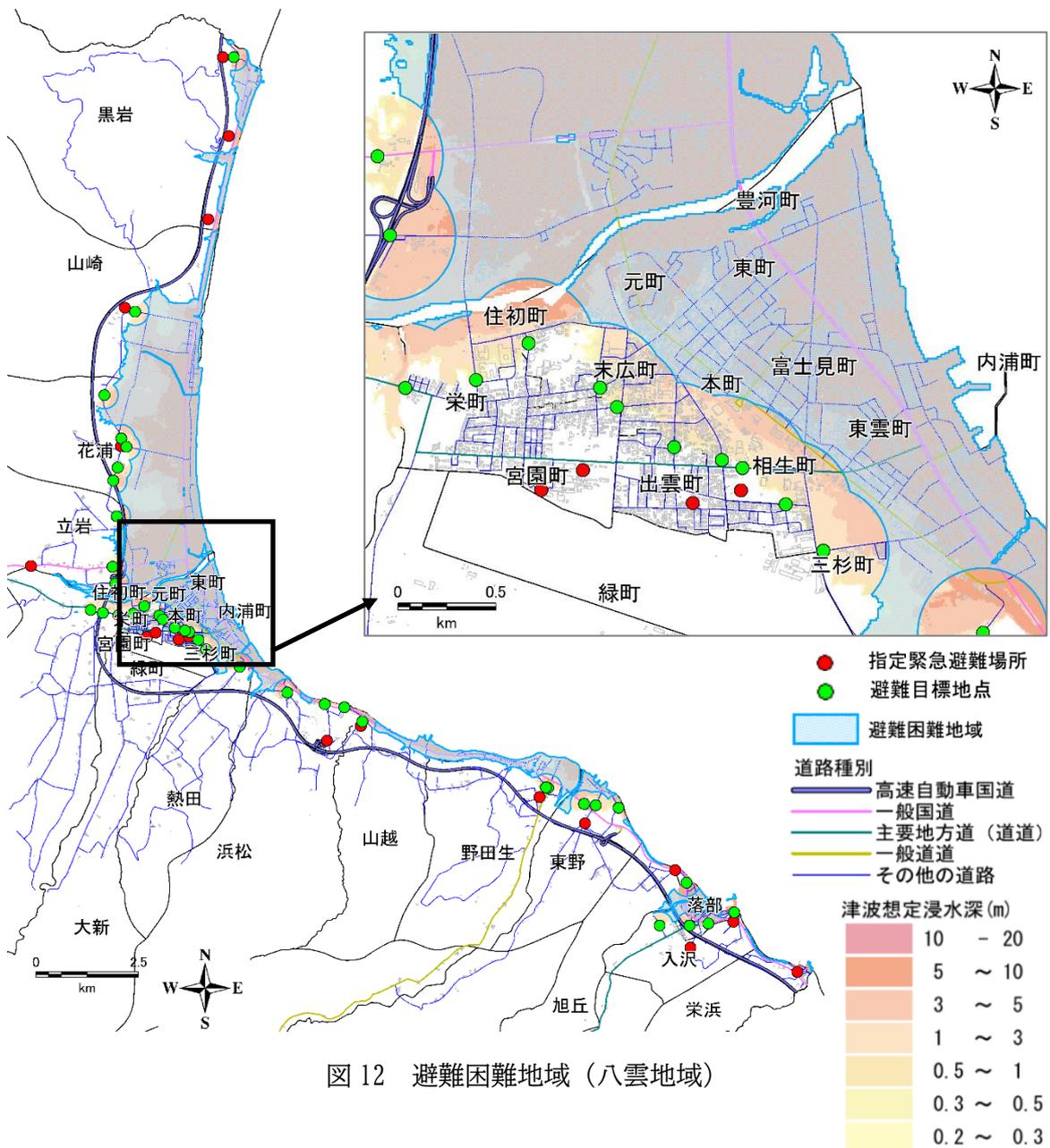


図 12 避難困難地域 (八雲地域)

【熊石地域】

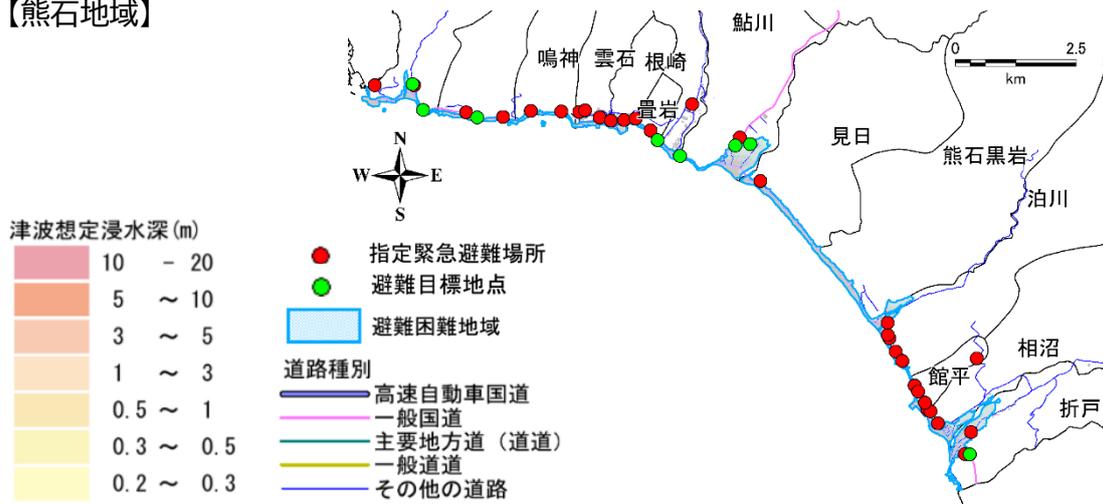


図 13 避難困難地域 (熊石地域)

(5) 避難困難者の算出

避難困難者は、令和6年6月30日時点の行政区別の人口を行政区別の建物^注の合計面積に対する建物別の面積の割合で分配して建物別の居住者数を想定したのち、避難困難地域内に立地する建物の人口を合計して算出した。

避難困難者は、八雲地域で約6,100人、熊石地域で約900人となる。

また、観光客などについては、噴火湾パノラマパーク周辺施設に多く来町する傾向にあること、及び津波浸水想定 of 区域外にあたること等から考慮しない。

注. 国土交通省国土地理院が公表する基盤地図情報を利用

<建物別の居住者数の想定イメージ>

- ・行政区内に20人居住、行政区内の建物が下記A~Eの5棟あり、5棟の建物の合計面積が1,000㎡場合

建物 A 面積 250 ㎡	建物 B 面積 250 ㎡	建物 C 面積 200 ㎡	建物 D 面積 200 ㎡	建物 E 面積 100 ㎡
---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

建物面積250㎡の建物の居住者数 = 20人 × (250㎡ ÷ 1,000㎡) = 5人
 建物面積200㎡の建物の居住者数 = 20人 × (200㎡ ÷ 1,000㎡) = 4人
 建物面積100㎡の建物の居住者数 = 20人 × (100㎡ ÷ 1,000㎡) = 2人

6 避難方法

- ・避難は原則徒歩とする。
- ・移動に時間を要する避難行動要支援者や、避難困難地域に滞留する等により、徒歩では津波から身を守ることが難しい場合は、自動車などでの避難もやむを得ないものとする。
- ・避難先までの距離が相当ある場合や、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難で、かつ自動車などを利用した場合であっても、渋滞や交通事故のおそれ、又は徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある場合は、その実情に応じた避難方法や協力体制をあらかじめ検討しておくものとする。

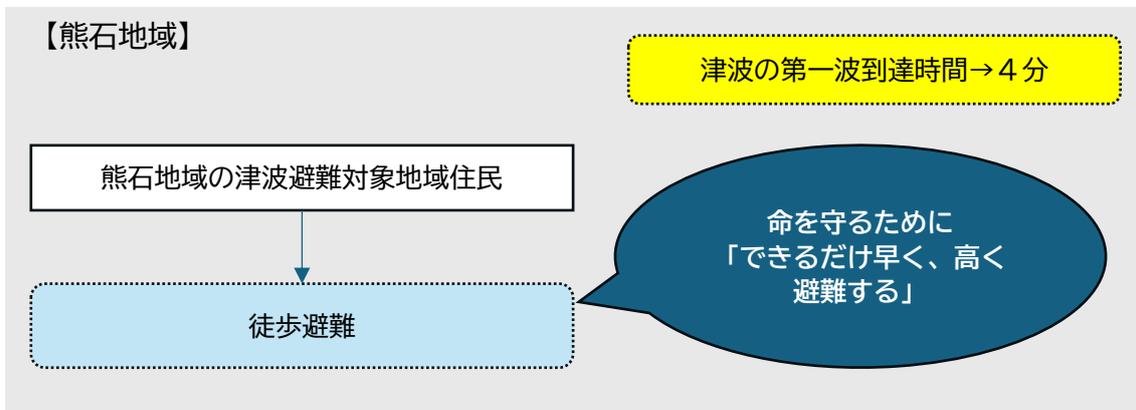
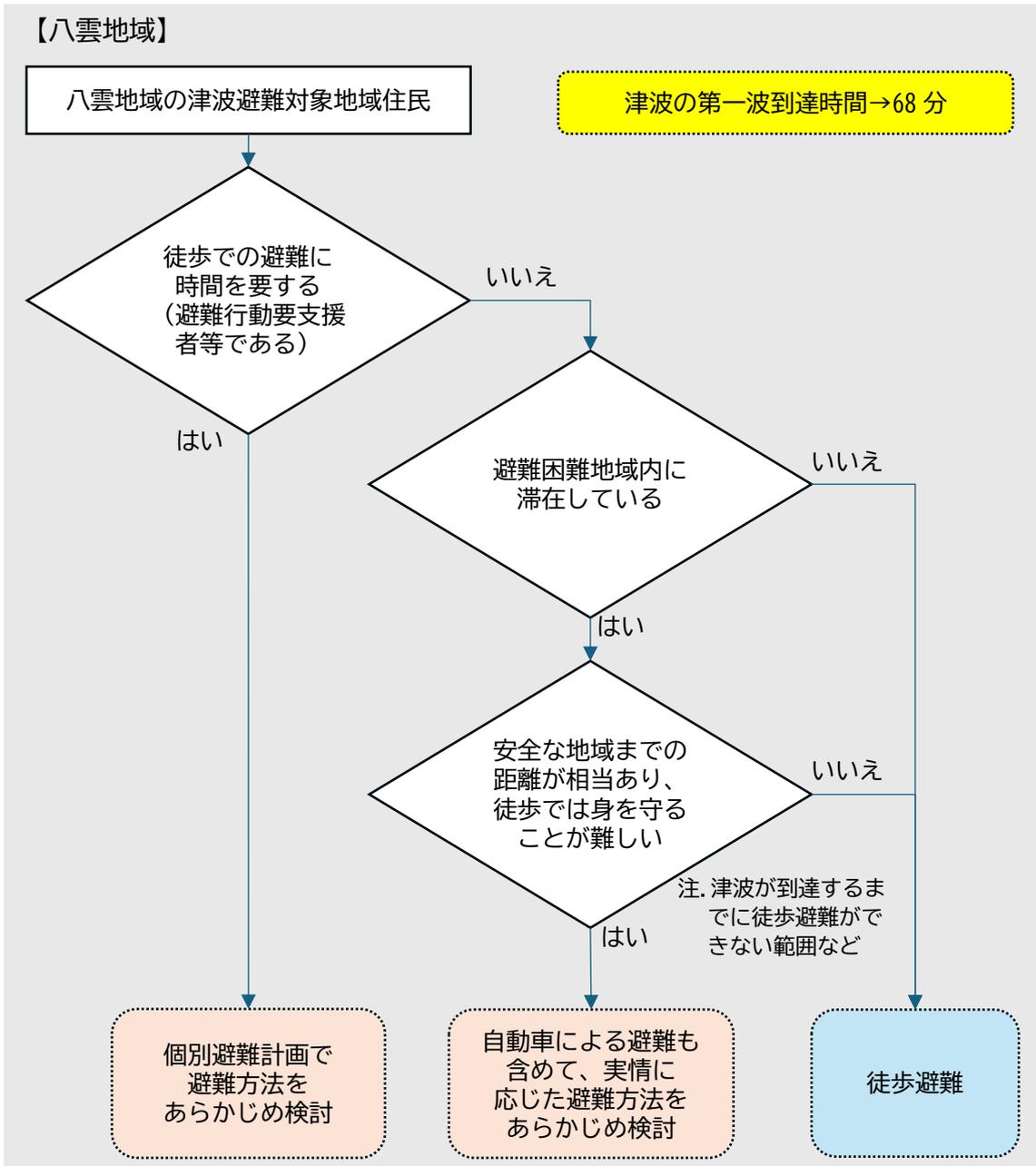


図 14 避難方法の判断フロー

7 津波避難対策

(1) 初動体制（職員の参集等）

職員は、津波注意報や津波警報（大津波警報含む）が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合は、速やかに下記の非常配備基準により参集するものとする。

表3 初動体制（八雲地域）

配備体制	設置時期	配備内容
第一配備 （準備体制）	【地震災害】 ○震度4の地震が発生したとき。 【津波災害】 ○津波注意報が発表されたとき。 【その他】 ○後発地震への注意を促す情報等が発信されたとき。 ○対策本部長が必要と認めたとき。	特に関係ある対策部員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制
第二配備 （警戒体制）	【地震災害】 ○震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 【津波災害】 ○津波警報が発表されたとき。 【地震・津波災害】 ○町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 【その他】 ○対策本部長が必要と認めたとき	災害対策に関係ある対策部員で情報収集、連絡活動及び応急措置の実施
第三配備 （非常体制）	【地震災害】 ○震度6弱以上の地震が発生したとき。 【津波災害】 ○大津波警報が発表されたとき。 【地震・津波災害】 ○町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。 【その他】 ○予想されない重大な災害が発生したとき。 ○対策本部長が必要と認めたとき。	八雲地域の全職員が参集して防災業務に従事

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

表4 初動体制（熊石地域）

配備体制	設置時期	配備内容
第一配備 （準備体制）	<p>【地震災害】</p> <p>○震度4の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】</p> <p>○津波注意報が発表されたとき。</p> <p>【その他】</p> <p>○対策本部長が必要と認めたとき。</p>	特に関係ある対策部員で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制
第二配備 （警戒体制）	<p>【地震災害】</p> <p>○震度5弱又は5強の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】</p> <p>○津波警報が発表されたとき。</p> <p>【地震・津波災害】</p> <p>○町内に地震・津波による被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>○対策本部長が必要と認めたとき</p>	災害対策に関係ある対策部員で情報収集、連絡活動及び応急措置の実施
第三配備 （非常体制）	<p>【地震災害】</p> <p>○震度6弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>【津波災害】</p> <p>○大津波警報が発表されたとき。</p> <p>【地震・津波災害】</p> <p>○町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。</p> <p>【その他】</p> <p>○予想されない重大な災害が発生したとき。</p> <p>○対策本部長が必要と認めたとき。</p>	熊石地域の全職員が参集して防災業務に従事

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

職員は、夜間・休日等勤務時間外に動員の指示を受けたとき、又は災害が発生し若しくは災害発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡をとり、又は自らの判断により参集し、非常配備基準に基づく配備につくものとする。

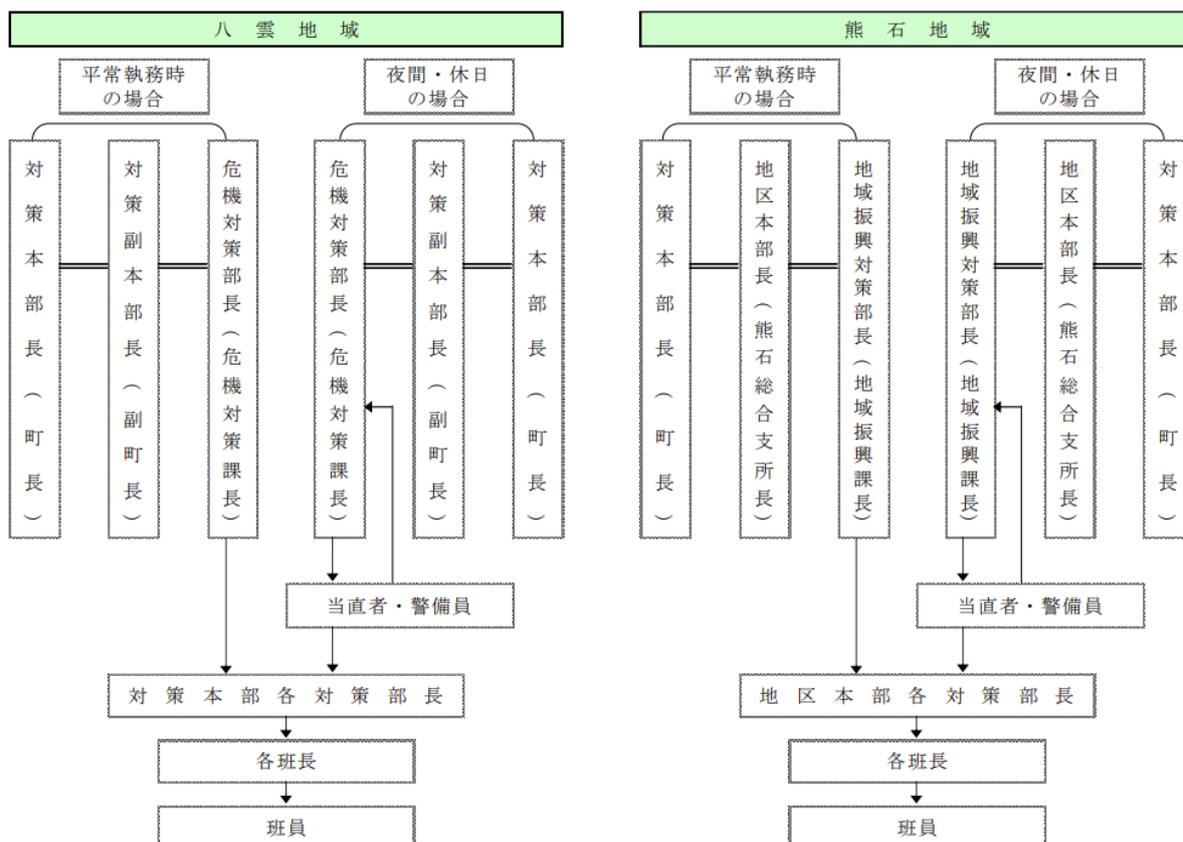


図 15 配備の通知・動員の伝達系統

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

(2) 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導は、町職員、消防職員・消防団員、警察官及びその他指示権者の命を受けた職員が当たるものとし、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立ち退きについて適宜誘導する。学校、社会教育施設及び社会福祉施設等では、各施設の管理者が児童生徒、施設利用者等を安全に避難誘導する。町は、町職員、消防職員・消防団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努める。

なお、避難誘導等においては、自らの命を守ることが基本である。津波災害時の消防団の活動を明確化するなど、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを地域で検討し、相互理解を深める必要がある。また、避難行動要支援者への支援のあり方を検討し、避難の安全を確保する必要がある。

(3) 津波情報等の収集・伝達

ア 津波情報内容

気象庁は、地震が発生したときは地震の規模や位置を速やかに推定し、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

表5 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の高さが高い所で3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨 大	(巨大) 木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高い所で1mを越え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高 い	(高い) 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高い所で0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

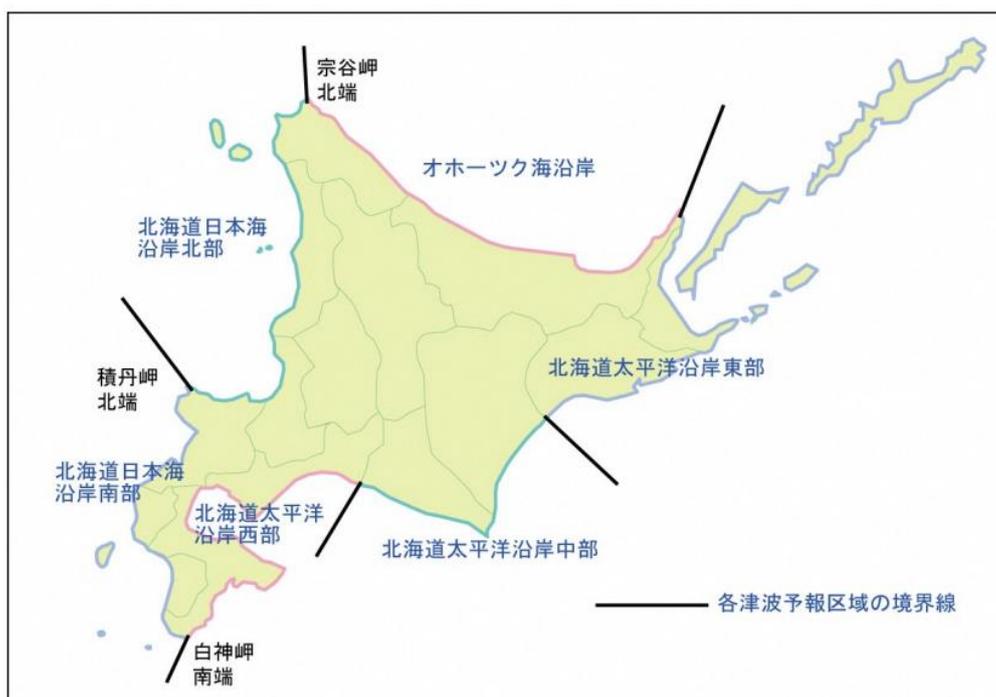


図 16 津波予報区

出典：八雲町地域防災計画（令和 6 年 3 月）

町は、津波警報等が発表された場合に、下記に示す津波到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報を収集する。

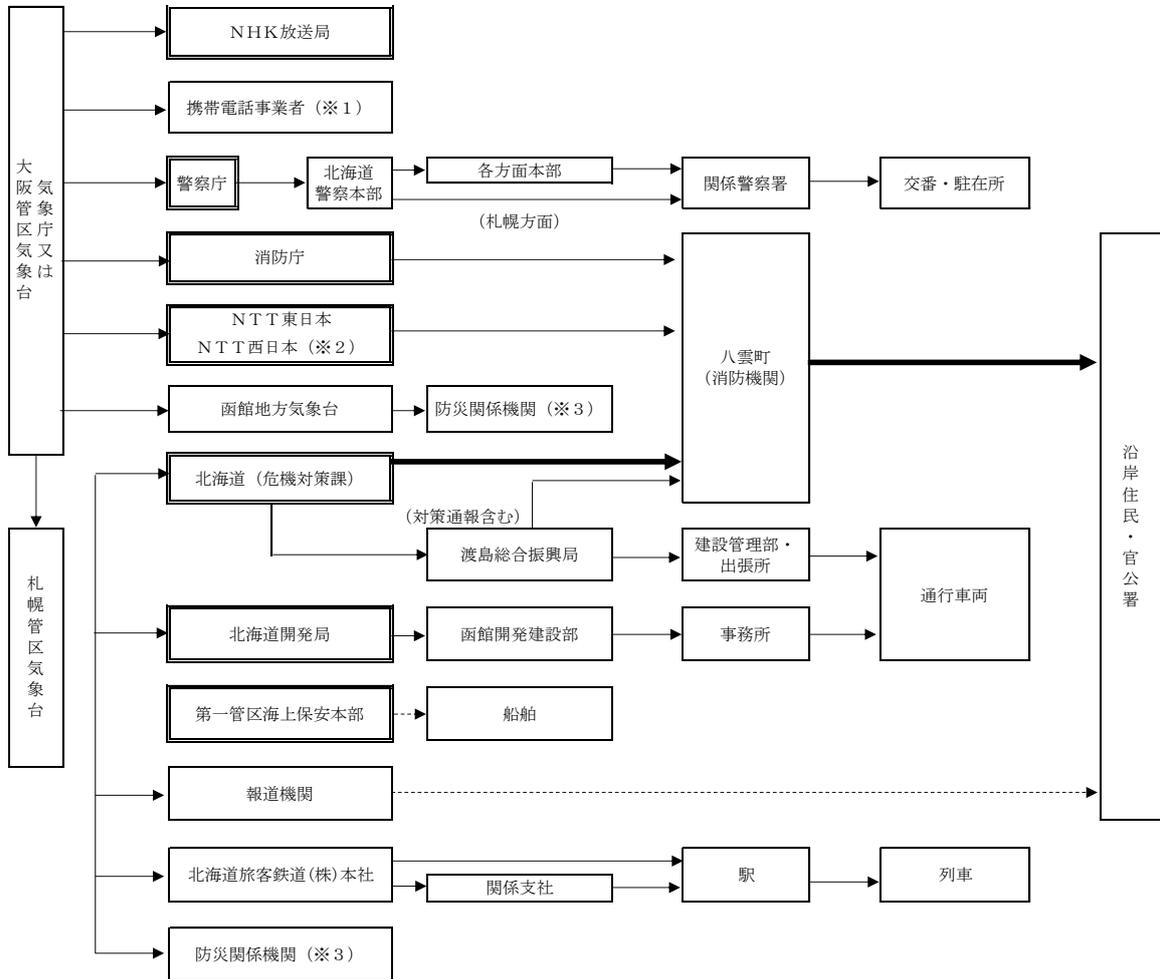
表 6 津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）又は 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、上記 2 の(2)「発表基準・解説・発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^{※1}
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^{※2}
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

出典：八雲町地域防災計画（令和 6 年 3 月）

イ 津波警報等の伝達

津波警報等の伝達は、下図のとおり実施する。

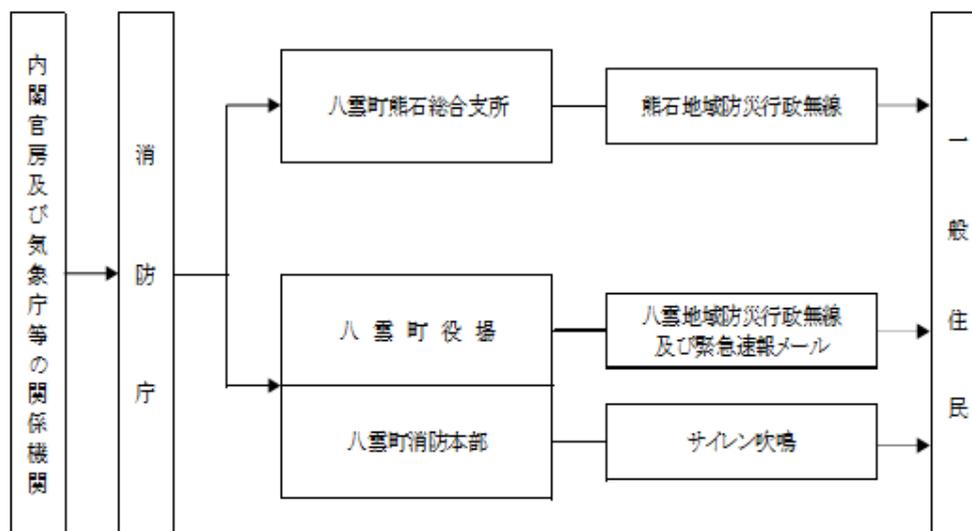


- (注) **二重線で囲まれている機関**は気象業務法の規定に基づく法定伝達先
太線は特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達
.....は放送・無線
——は気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達
- (※1) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
(※2) NTT東日本・西日本には、大津波警報及び津波警報のみ伝達
(※3) 北海道運輸局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）等

図 17 津波警報等の伝達系統図

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

気象庁等から発表される津波情報により、町が避難指示等を発令した場合の住民への周知は、町の防災行政無線、エリアメールのほかテレビ局等へも通知し、あらゆる手段を講ずる。特に、気密性の高い北海道の住居では、屋内で防災行政無線が聞こえにくいため、情報伝達手段は複数確保する。



気象情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国(内閣官房・気象庁から消防庁を経由)から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム

図 18 情報伝達手段

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

津波予報や津波情報を受けたとき、又は町長が津波のおそれがあると認めるときは、津波予報等の情報を次の方法により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客等に対し、迅速に周知を行う。

表 7 伝達手段別の伝達対象等

伝達手段	伝達対象	伝達内容	実施担当
防災行政無線	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 避難指示の内容	危機対策課 地域振興課
消防無線 ・サイレン	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 避難指示の内容	消防本部
消防車 広報車	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 避難指示の内容	消防本部 総務課、政策推進課他
エリアメール	町内に滞在する者	避難指示の内容	危機対策課

出典：八雲町資料

津波予報におけるサイレンの信号は次のとおりとする。

表8 サイレンの信号

信号の種類	吹鳴の方法	吹鳴回数	摘要	
大津波警報発令	1分 ○	-	1回	・大津波警報が発令された場合の信号
避難立退信号 (危険信号)	1分 5秒 ○ 休み		3回	・避難のための立ち退きを知らせる信号
津波警報信号 (出動第1信号)	5秒 6秒 ○ 休み		3回	・津波警報が発令された場合の信号 ・水防組織全員の出動信号

出典：八雲町地域防災計画（令和6年3月）

広報車等で周知する際の内容は次のとおりとする。

表9 津波予報別の周知内容（例）

津波予報	周知内容（例）
津波注意報	八雲町に津波注意報が発表されました。高いところで1m程度の津波の到達が予想されます。 海岸、港、河川から離れ、近づかないようにしてください。
津波警報	八雲町に津波警報が発令されました。高いところで3m程度の津波の到達が予想されます。 ○○地域には避難指示を出しました。 大変危険ですので、直ちに高台や安全な場所へ避難してください。
大津波警報	八雲町に大津波警報が発令されました。高いところで5m以上の津波の到達が予想されます。 ○○地域には避難指示を出しました。大変危険です。直ちに高台や安全な場所へ避難してください。

出典：八雲町資料

関係機関への通報は次のとおりとする。

表 10 関係機関の通報先

通報責任者	伝達先等		
	伝達先	電話番号	FAX番号
住民生活課	国の子保育園	0137-63-2372	0137-63-2388
	なかよし保育園	0137-62-3361	0137-62-3544
	こぼと保育園	0137-66-2576	同左
	あかしや保育園	0137-67-2707	0137-67-2708
	八雲マリア幼稚園	0137-62-2267	同左
	八雲幼稚園	0137-62-2615	同左
	学童保育所どんぐりクラブ	0137-62-2888	なし
	学童保育所わんぱくクラブ	0137-62-3888	なし
保健福祉課	社会福祉法人きずな会	0137-68-2822	0137-68-2816
	NPO法人やくも元気村	0137-62-4300	同左
	社会福祉法人立栄会	0137-62-2727	0137-62-2788
	社会福祉法人溪仁会	0137-65-2000	0137-63-2085
	八雲町社会福祉協議会	0137-64-2112	0137-63-2160
商工観光労政課	八雲商工会	0137-63-2525	0137-63-2526
農林課	新函館農業協同組合八雲支店	0137-62-2121	0137-63-4324
水産課	八雲町漁業協同組合	0137-62-3101	0137-62-4618
	落部漁業協同組合	0137-67-2211	0137-67-2325
産業課	新函館農業協同組合厚沢部支店	0139-64-3321	0139-67-2805
	ひやま漁業協同組合熊石支所	01398-2-3150	01398-2-2104

出典：八雲町資料

(4) 避難指示の発令

津波が発生し、又は発生するおそれがあり、避難が必要と認める場合には、避難対象地域の居住者や滞在者、その他の者に対して避難指示を発令する。避難指示の発令時には、直ちに高台等、安全な場所に避難するよう、住民に伝達する。

避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等のあらゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

<避難指示等の発令基準>

- ・道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合、及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合
- ・強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき
- ・海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき

(5) 津波防災教育及び啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、町の広報やホームページ、八雲町ハザードマップなど様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法、八雲町避難行動計画（マイ・タイムライン）シートの作成などについて啓発する。

特に、強い地震などを感じたときは、行政が発令する避難情報を待たずに、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難するなど、自主避難を徹底する。

また、厳冬期を想定した避難の備えの啓発や、徒歩避難者、自動車避難者が適切に避難できるよう、地域とともに、住民が主体となった避難所運営体制のあり方を検討する等の取組みも進める必要がある。

<令和6年度の取組み>

- ・避難所運営ゲーム北海道版の実施（町内会、関係団体など複数回実施）
- ・防災講話（町内会、関係団体など）
- ・各種イベント展示 など

(6) 津波避難訓練の実施

津波からの円滑な避難体制を確立するため、防災週間等に合わせ年1回以上実施するものとする。また、避難対象地域に所在する学校・企業等は、津波警報の発表等を想定して津波避難訓練を行う。

避難は原則徒歩とするが、避難先までの距離が相当ある地域や移動に時間を要する避難行動要支援者が居住する地域を対象に、自動車による津波避難訓練の実施を検討する。避難の実効性を高めるため、避難行動要支援者を想定した同乗者を救助しながら避難することも併せて検討する。

また、太平洋側の八雲町漁業協同組合や落部漁業協同組合、日本海側のひやま漁業協同組合と連携した避難行動計画等の策定、並びに漁業関係者の避難訓練等の検討も進める。そのほかJR北海道等の様々な団体と連携した避難訓練の実施も検討する。

<平成30年度の取組み>

- ・平成30年度 黒岩地区津波避難訓練（平成30年7月1日）

(7) 積雪寒冷地対策

積雪等により起こり得る事象に対応するため、下記に示す留意事項に配慮しつつ、適切な応急対策を実施する必要がある。

- ア 積雪等により避難に時間を要すること。
- イ 積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること。
- ウ 積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となること。
- エ 雪崩・落雪の可能性があること。
- オ 暴風雪による視界不良等により避難に時間を要し、吹きだまり等により避難経路が寸断される可能性があること。また、気温の低下等により低体温症のリスクが高まること。
- カ 積雪寒冷期に、地震・津波災害とその他の自然災害との複合災害が発生した場合には、被害の拡大や対応の変化が生じること。

緊急避難場所等へのアクセスについては、八雲町地域防災計画に基づき、避難路や自動車避難場所を確保するための町道等の除雪や、雪崩発生の可能性が想定される箇所のパトロール、住民に対する雪崩の注意喚起等の対策を進める。

また、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具や燃料の備蓄、非常用電源等の確保に努めるほか、床の底冷えを緩和する段ボールベッド等の備蓄等を進める。積雪により車両の進入等が困難になるなど、防災備蓄倉庫からの搬出が困難になるおそれがあることから、除雪資機材の準備を推進する。

災害対策トイレについては、寒さで利用環境が悪化するほか、上下水道施設の被災も想定されることから、冬季でも利用可能なトイレの備蓄に努める。また、災害対策トイレを備蓄する建設事業者等との災害支援協定締結を推進する。

表 11 本町の主な備蓄倉庫

NO.	備蓄箇所名	住所
1	八雲消防団西分団格納所 2 階	八雲町宮園町 3 番地
2	旧いこいの家	八雲町宮園町 128 番地
3	落部支所	八雲町落部 879 番地
4	熊石総合支所	八雲町熊石根崎町 116 番地

出典：八雲町資料

表 12 備蓄品一覧

令和 6 年 12 月末日現在

品名 等	備蓄数量	計画数量	数量単位	整備率	摘要
資機材					
暖房器具（石油ストーブ）	93	165	台	56%	ポータブル石油ストーブ
大型暖房器具 （ジェットヒーター）	13	13	台	100%	
照明器具（LED 投光器）	56	110	張	51%	LED スタンドライト
避難所間仕切り（テント型）	52	165	張	32%	ワンタッチパーテーション
避難所間仕切り （テント型・天井あり）	10	55	張	18%	マルチルーム
避難所間仕切り （段ボールパーテーション）	105	165	張	64%	
段ボールベット	155	4,000	台	4%	
折り畳み式簡易ベッド	24	165	台	14.5%	パイプ型折り畳みアルミベッド
発電機（2.0kVA）	33	55	台	60%	ガソリン型
災害対策トイレ（凝固剤型）	14,200	60,000	回	24%	
災害対策トイレトペーパー	240	4,000	ロール	6%	
パック毛布	3,979	4,000	枚	99%	
サバイバルブランケット	870	4,000	枚	22%	
非常食品					
アルファ化米	480	9,500	食	5%	
ゼリー飲料	480	9,500	食	5%	
乾パン（1箱6缶入り）	20		箱		
飲料水（500ml）	240	12,000	本	2%	

出典：八雲町資料

第3章 その他留意点

1 観光客、海岸利用者等の避難対策

(1) 情報伝達

津波浸水想定のある区域にある観光施設や宿泊施設の管理者に対し、伝達手段の確保を図るとともに、利用者に対する情報の伝達マニュアル及び避難計画を定めておくよう指導に努める。また、屋外にいる者に対しては、防災行政無線、広報車等により、迅速な津波情報等を伝達する。

(2) 海拔表示板・避難誘導標識等の設置

観光客等、地理不案内な外来者等への津波対策として、海拔表示板のほか、津波注意看板や津波の高さ表示、避難誘導や避難場所を示した標識等を設置する。

(3) 海岸利用者等への啓発

海岸利用者等に対して、津波に対する心得、津波の危険性などを記載したチラシを釣具店等で配布するなど、関係事業者と連携して啓発する。

(4) 住民による避難の呼びかけ

一刻を争う緊急事態において、地理に不案内な観光客等が安全な高台に避難するためには、地元の住民の援助が不可欠である。住民は、自ら率先して安全な高台や緊急避難場所に避難し、その際に周囲に避難を呼びかけるなど、その場の状況でできる助け合いを行う。

(5) 住民や地域組織が主体となった避難訓練の実施や避難誘導マニュアル、避難マップの作成

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された際に、速やかに避難が開始されるように、地元住民や海岸利用者等との連携を進めて、住民や地域組織が主体となった避難訓練の実施や避難誘導マニュアル、避難マップの作成の検討を進める。

2 避難行動要支援者等避難対策

避難行動要支援者等の避難対策については、整備を進めている避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用し、避難行動を支援する必要がある者をあらかじめ把握する。また、津波警報や避難指示等の避難情報の伝達手段とその内容について、避難行動要支援者等の理解を深めるとともに、地域の支援ネットワークと協力しながら、自力で避難できない避難行動要支援者等の避難誘導に繋げる。

名簿等に記載はないが、避難に時間や配慮が必要な人についても、適切に避難ができるよう、町で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施する。

そのほか、避難路等のバリアフリー化や、わかりやすい標識等の設置等を行い、円滑な避難を目指す。また、避難行動要支援者等に配慮したトイレ空間の確保や自動車避難者を想定した駐車場の確保など、避難先の整備も併せて進める。

3 地域ごとの津波避難計画

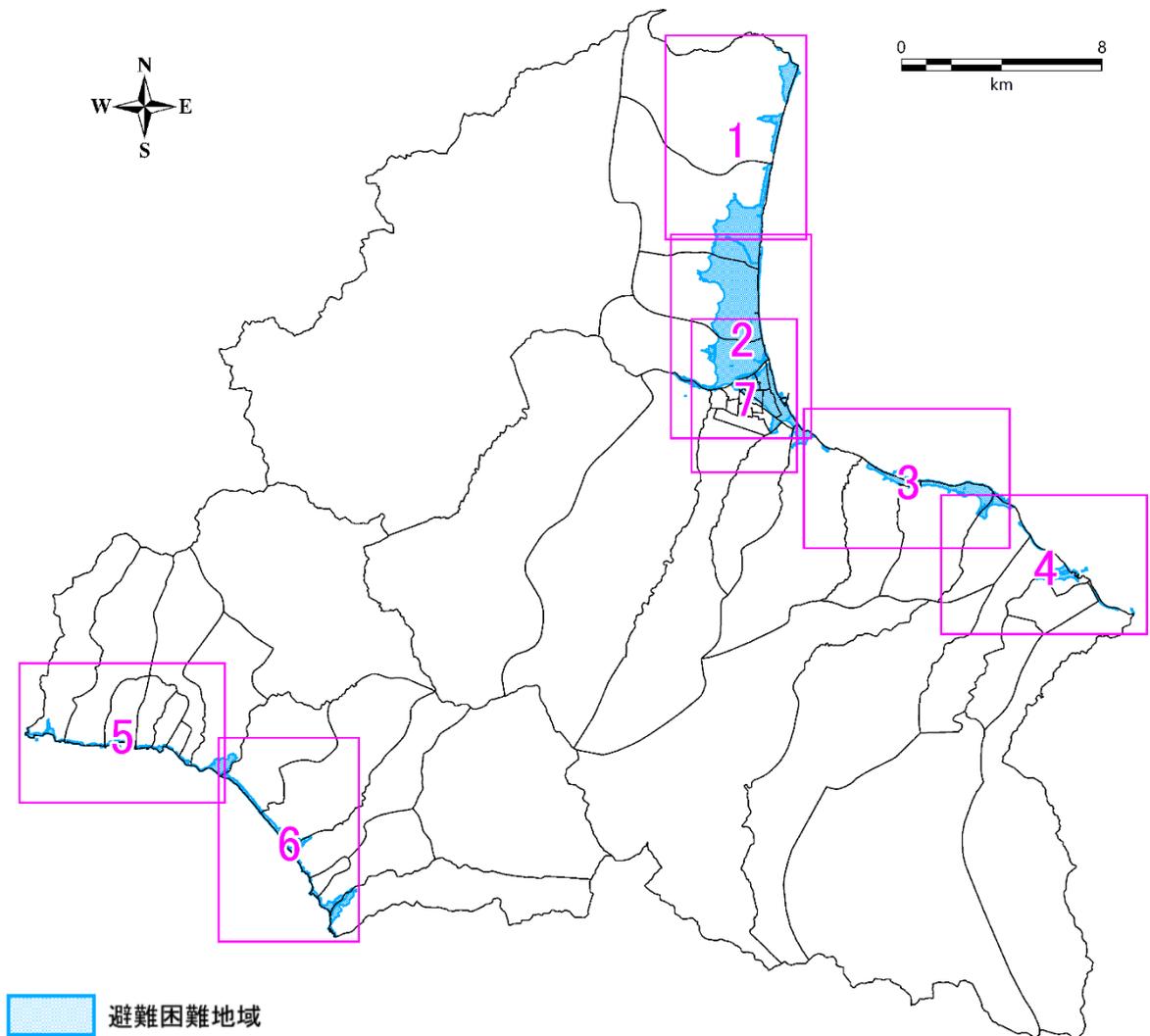
地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように、地域ごとの詳しい情報を最も把握している住民自身が計画づくりに参画することが望ましい。そのため、住民が主体となったワークショップ等を実施し、地域の避難意識を高め、下記の内容等が記載された地域ごとの津波避難計画を作成するよう働きかける。

なお、住民等が単独で策定することは困難が予想される場合は、当面は町が主体となって、津波避難計画策定のモデル地域を選定のうえ、ワークショップを開催や必要に応じて道の運営支援や津波等防災の専門家・有識者、及び津波災害の経験者の参画も想定する。

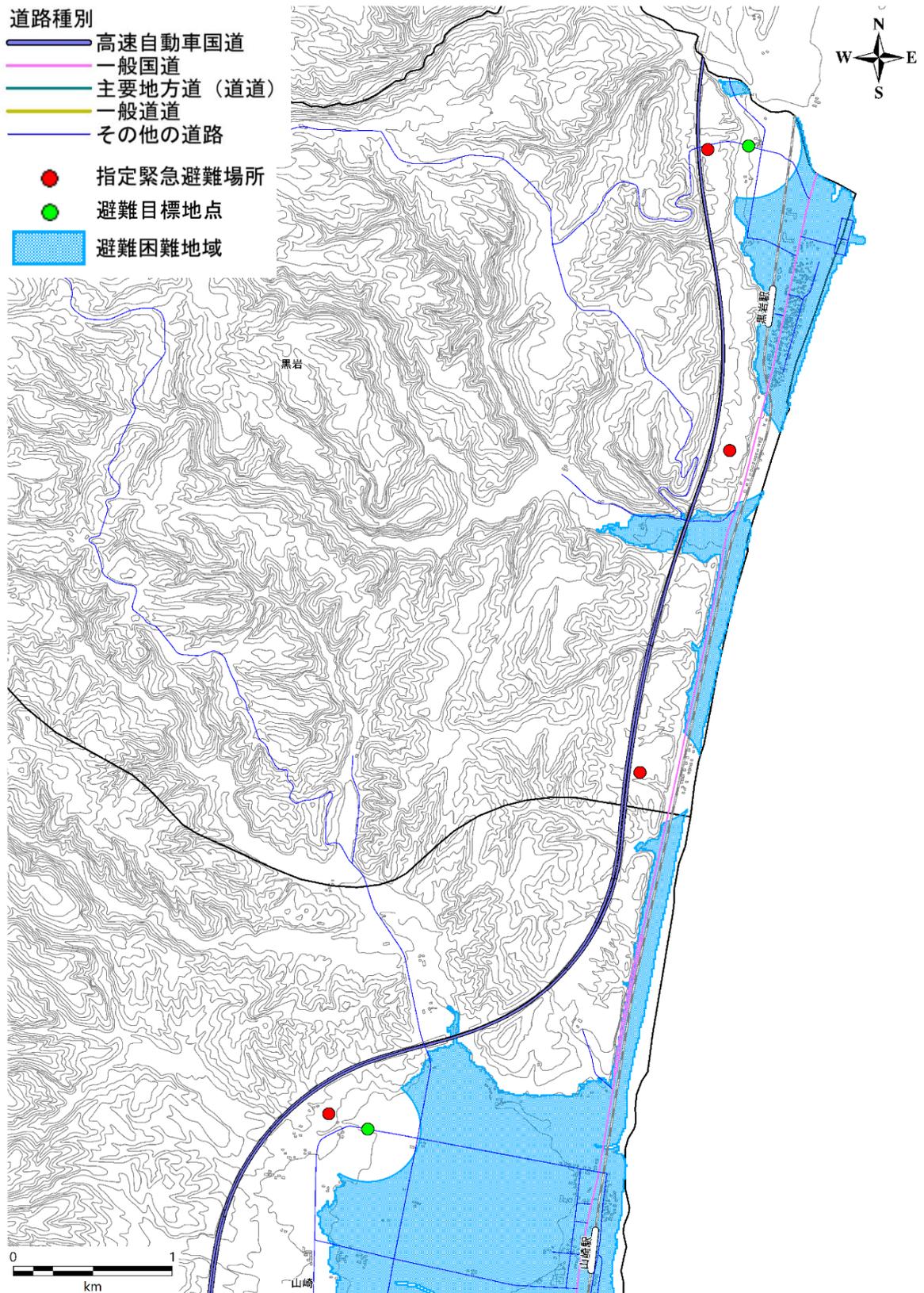
<地域津波避難計画の項目案>

- ・避難対象地域（ハザードマップ等に記載）
- ・津波到達予想時間（ハザードマップ等に記載）
- ・避難目標地点
- ・避難経路
- ・避難先（ハザードマップ等に記載）
- ・避難の方法
- ・避難行動要支援者の避難支援
- ・避難訓練
- ・地震・津波避難の心得と備え

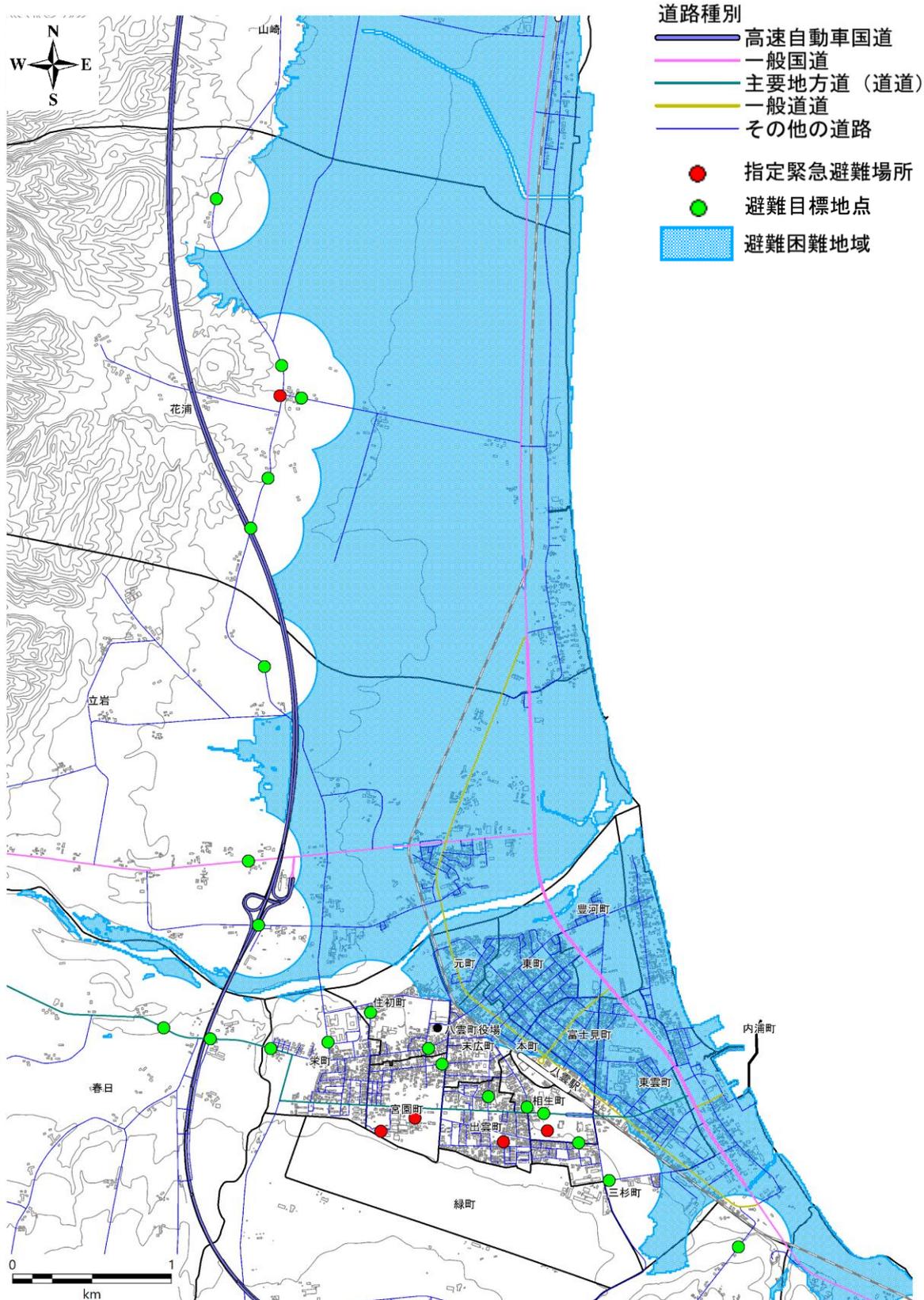
参考資料 避難困難地域拡大図



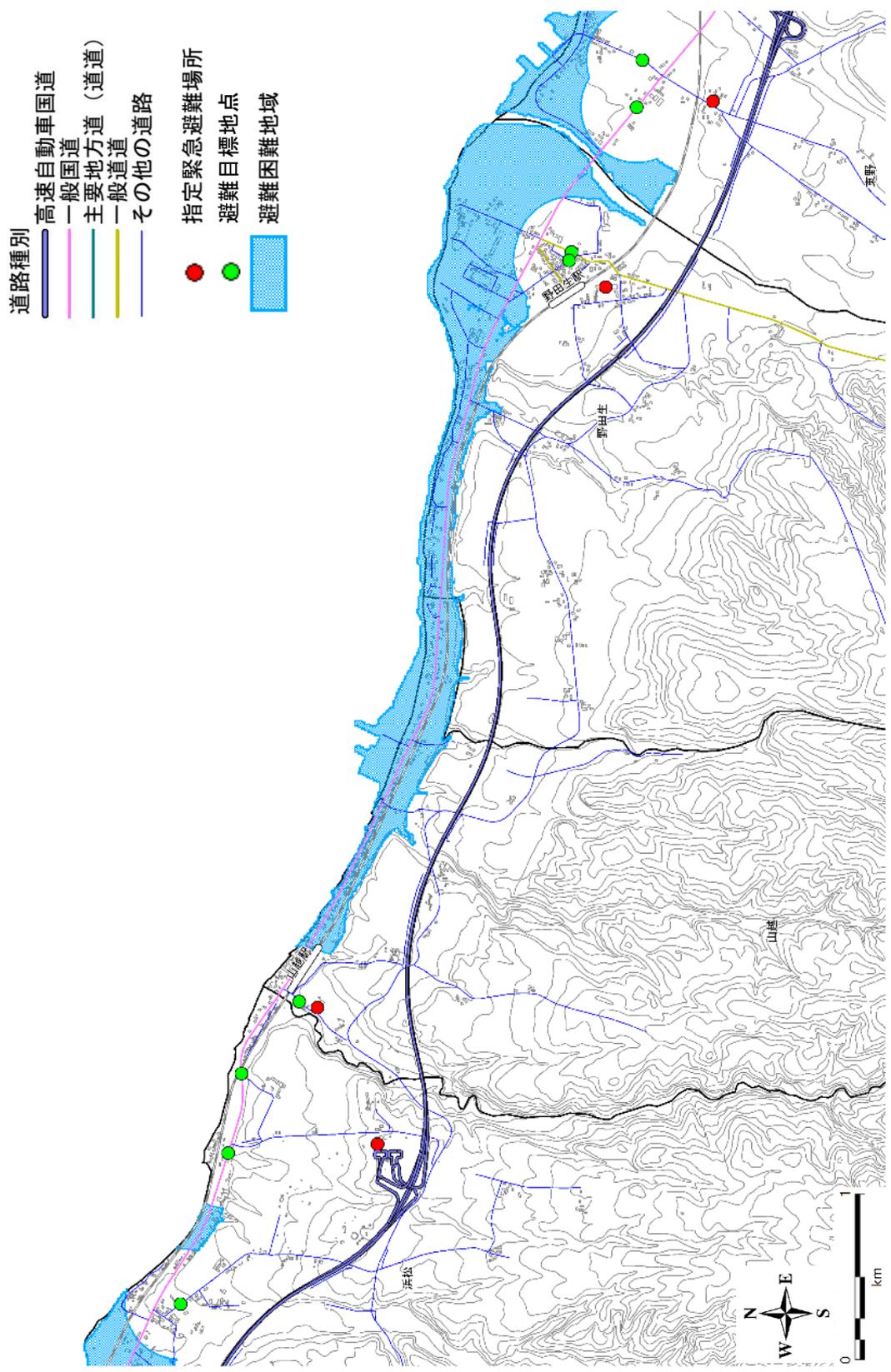
参考図1 避難困難地域（図郭）



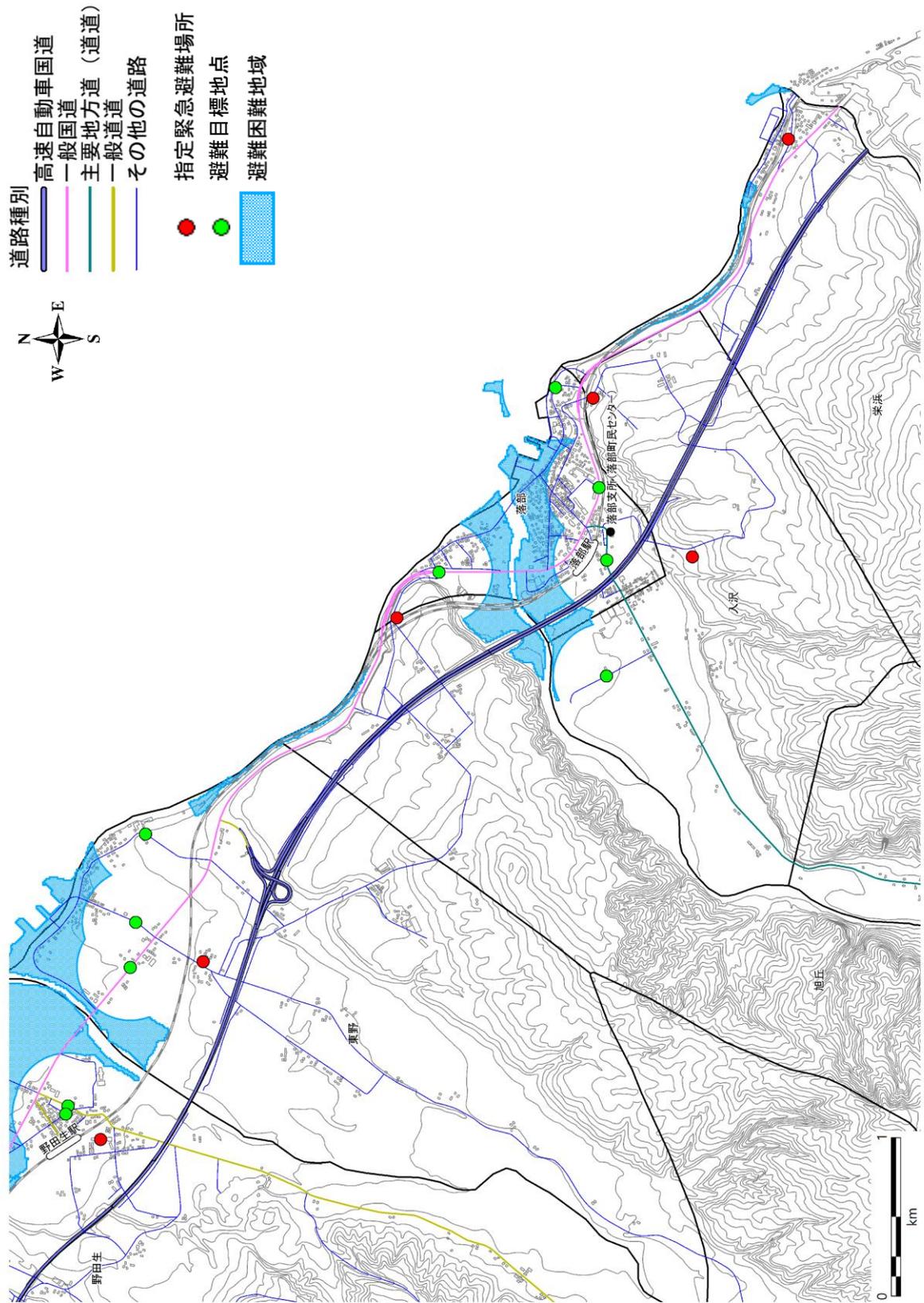
参考図2 避難困難地域（図郭1）



参考図3 避難困難地域（図郭2）



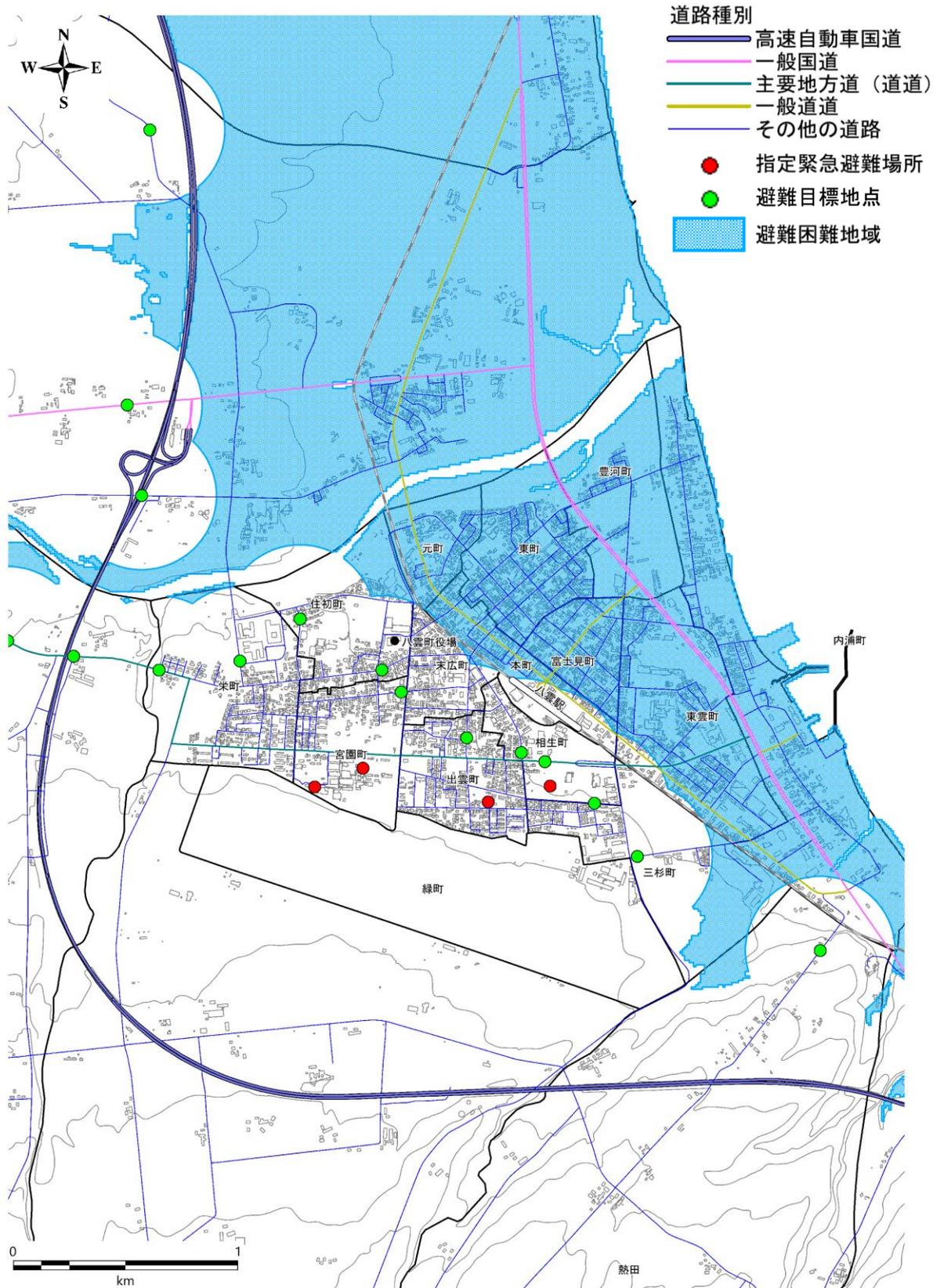
参考図4 避難困難地域 (図郭3)



参考図5 避難困難地域 (図郭4)



参考図7 避難困難地域（図郭6）



参考図8 避難困難地域（図郭7）



八 雲 町